

田原市障害者計画

(案)

市章



市章デザインの主旨

緑豊かな「渥美半島」を黄緑色、「澄んだ空と美しい海」を青い横縞で市が目指す田園都市をイメージした。また、中央の円は「三河湾」で調和、全体の形は半島の矢印により活力・前進を表し、うるおいと活力が共生する新都市をイメージしています。

平成 17 年 10 月 1 日制定

市民憲章

わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれたこのまちに誇りをもち、互いの心がふれ合い、明るい未来が展望される郷土を築くため、この憲章を定めます。

自然を愛し、水と緑のやすらぎのある美しいまちをつくりましょう。

心と体をきたえ、健康で明るい生きがいのあるまちをつくりましょう。

教養を深め、文化のかおり高い心豊かなまちをつくりましょう。

互いに助け合い、安心して安全な暮らしやすいまちをつくりましょう。

勤労を尊び、活気あふれる伸びゆくまちをつくりましょう。

平成 17 年 10 月 1 日制定

目次

_Toc312335190

第1章 田原市障害者計画の基本的な考え方	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の基本理念.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の策定体制.....	4
5. 田原市障害者計画の考え方.....	5
6. 第3期田原市障害福祉計画の考え方.....	6
第2章 障害のある人を取り巻く状況	7
1. 田原市の人口構造.....	7
2. 身体障害のある人の状況.....	8
3. 知的障害のある人の状況.....	9
4. 精神障害のある人の状況.....	9
5. 障害のある人の就労の状況.....	11
第3章 助け合い支え合いのしくみ	13
1. 田原市障害者自立支援協議会に関する取り組み.....	13
2. 障害のある人への合理的な配慮に関する取り組み.....	17
3. 人材育成や地域活動の活性化に関する取り組み.....	18
第4章 利用しやすい福祉サービスの推進	19
1. 福祉サービスの充実.....	22
地域生活移行等に向けた取り組み.....	22
障害福祉サービスの充実.....	24
地域生活支援事業の充実.....	30
障害者自立支援法に定められたその他のサービスの実績（参考）	37
障害者自立支援法以外のサービスの充実.....	38
2. 情報提供の充実.....	41
3. 権利擁護の充実.....	42
第5章 人にやさしいまちづくり	44
1. バリアフリーの推進.....	44
2. 思いやりのあふれるまちづくりの推進.....	45
参考資料	47
田原市内障害福祉サービス等事業所一覧.....	46
田原市障害者自立支援協議会設置要綱.....	48
用語解説	52

第1章 田原市障害者計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

(1) 田原市障害者計画について

田原市は、田原市総合計画の将来像「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を目指し、総合的なまちづくりを進めています。

この将来像をノーマライゼーションの理念に基づいて実現していくために、障害がある人もない人もいきいきと輝き、お互いのかかわりの中で活力を身につける共生のまちづくりを進めます。

「田原市障害者計画」は、障害者基本法 第11条 第3項に定められた「市町村障害者計画」と、障害者自立支援法 第88条に定められた「市町村障害福祉計画」を一体的に策定します。

「障害者計画」では、平成24年度から26年度までの本市における障害福祉施策に対する基本的な理念や考え方、方針を定めます。

「障害福祉計画」では、現状における障害福祉サービス等の課題の整理、分析、評価を行います。また、それを踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取組みの促進を数値化し、目標とします。

(2) 田原市障害者計画の期間について

計画の期間は、平成24年度から26年度までの3年間とし、障害福祉計画については、すでに経過した第1期および第2期（平成18年度から平成23年度までの6年間）計画に、国が新たに示す基本的な指針を反映させた計画とします。

計画の期間

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
障害者計画	●計画策定	計画の推進			新計画へ
障害福祉計画	◎課題の整理 ◎国指針の提示 ●次期計画策定	計画の推進 新制度への円滑な移行			新計画へ
				●次期計画策定(予定※)	

※現在、障がい者総合福祉法（仮称）の平成25年8月施行に向けて検討されています。そのため次期計画策定時には新制度に移行しているため、当該時点での法制度に定められたとおり対応します。

2. 計画の基本理念

(1) 田原市障害者計画の基本理念

田原市障害者計画は、田原市総合計画の将来都市像である、「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を実現するため、分野ごとの施策の大綱と基本理念を定めています。

福祉分野の基本理念は「笑顔とやさしさの満ちあふれるまち」であり、その実現のためには、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、地域で自立した生活を送るための環境整備が必要です。また障害の有無にかかわらず、そこに住む人々がお互いに交流し、支えあいながら生きていく自立と社会参加の実現も求められています。

そのような現状を踏まえ、本計画は障害者基本法の基本理念でもある、

障害の有無によって分け隔てられることなく、

相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現

を基本理念とし、策定、推進を図ります。

参考：上位計画の基本理念等

田原市総合計画の将来都市像

うるおいと活力のあるガーデンシティ

福祉分野の基本理念

笑顔とやさしさの満ちあふれるまち

田原市地域福祉計画の基本理念

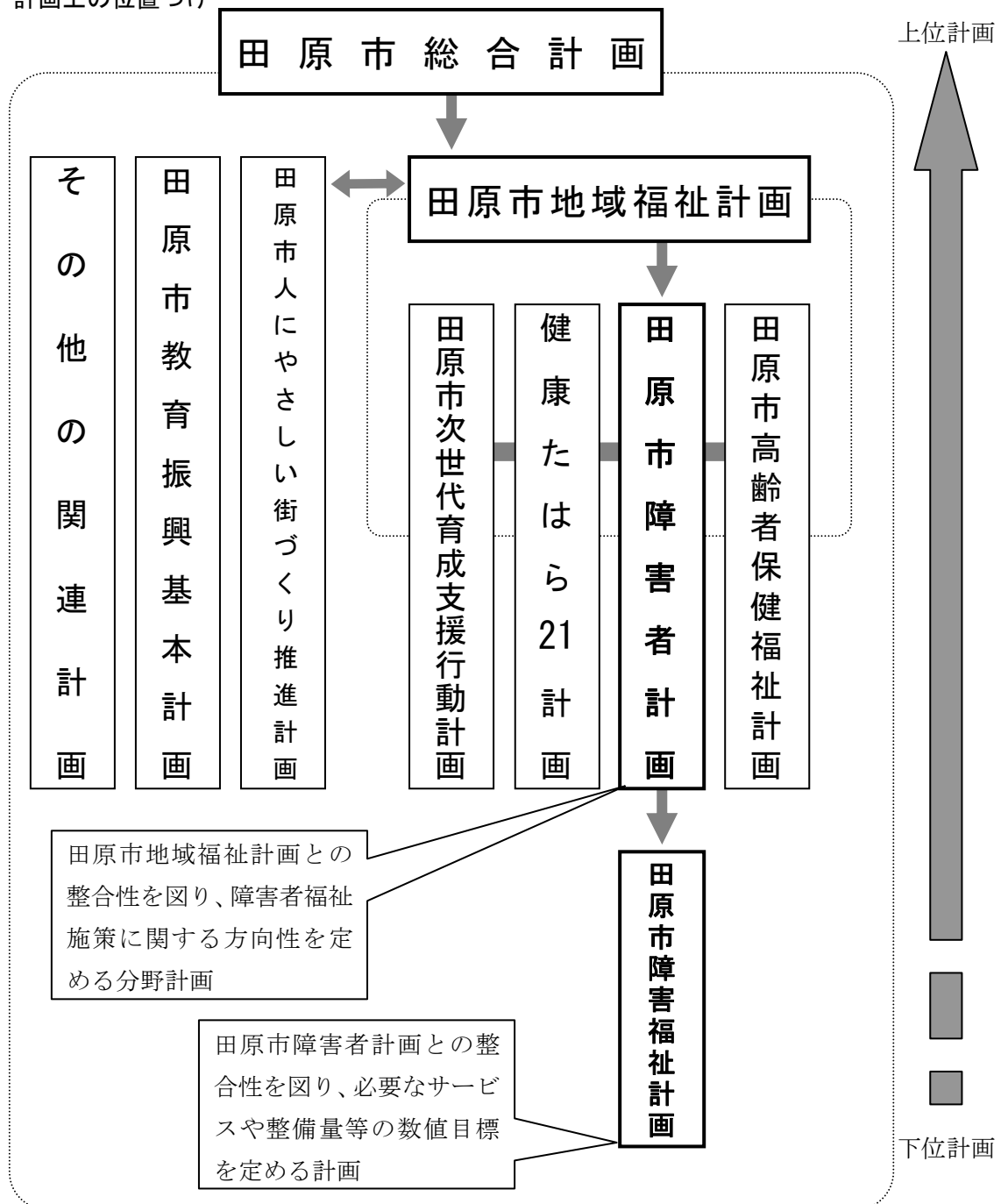
みんなで作る 笑顔とやさしさの満ちあふれるまち

3. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「田原市総合計画」と「田原市地域福祉計画」との整合性を図り、策定、推進していきます。

また、バリアフリーの推進など、都市整備やハード面についての施策の方向性については、「人にやさしい街づくり推進計画」との整合性を図り、推進していきます。

計画上の位置づけ

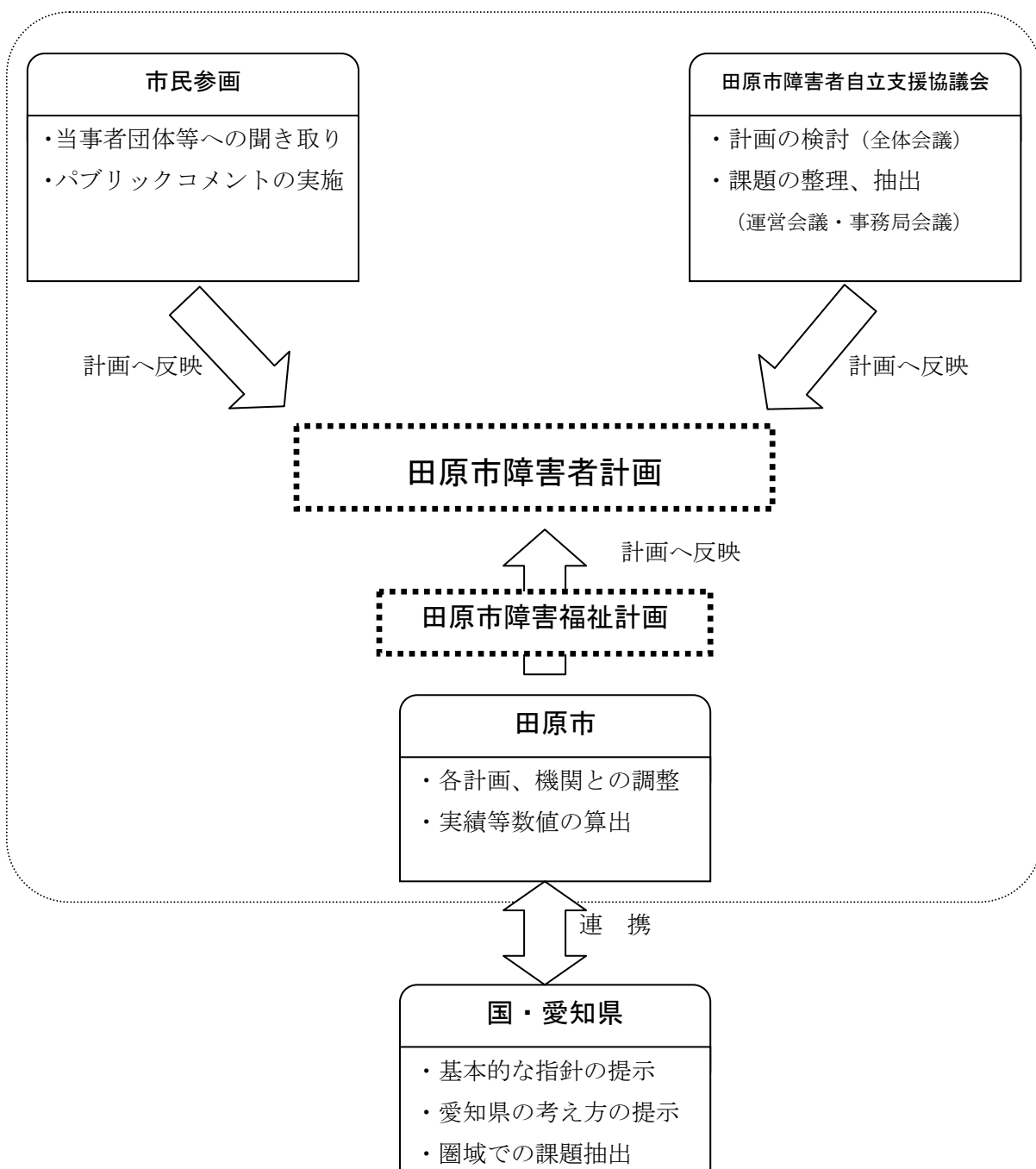


4. 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、田原市障害者自立支援協議会における検討結果や委員である当事者団体、関係機関からの意見も集約し、計画の策定を行いました。

またパブリックコメント手続き（意見募集）制度などの機会を通じて、障害のある人やその家族、市民の意見を把握し、計画へ反映しました。

計画の策定体制



5. 田原市障害者計画の考え方

本計画は、上位計画である「田原市地域福祉計画」の基本目標や施策の方向性と整合性を図り、推進していきます。その上で障害者福祉施策に必要な項目や考え方、方針等を計画に盛り込み、本計画の基本理念である、

「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」を目指します。

田原市地域福祉計画と田原市障害者計画の関係

田原市地域福祉計画		田原市障害者計画	
基本理念	基本目標	施策の方向性	施策の目標

みんなでつくる
笑顔とやさしさの満ちあふれるまち

みんなでつくる
助け合い支え合いのしくみ

助け合い
支え合いのしくみ
第3章

- ・田原市障害者自立支援協議会に関する取り組み
- ・障害のある人への合理的な配慮に関する取り組み
- ・人材育成や地域活動の活性化に関する取り組み

みんなが利用しやすい
福祉サービスの推進

利用しやすい
福祉サービスの
推進
第4章

- ・福祉サービスの充実
- ・情報提供の充実
- ・権利擁護の充実

みんなでつくる
人にやさしいまち

人にやさしい
まちづくり
第5章

- ・バリアフリーの推進
- ・思いやりにあふれるまちづくりの推進

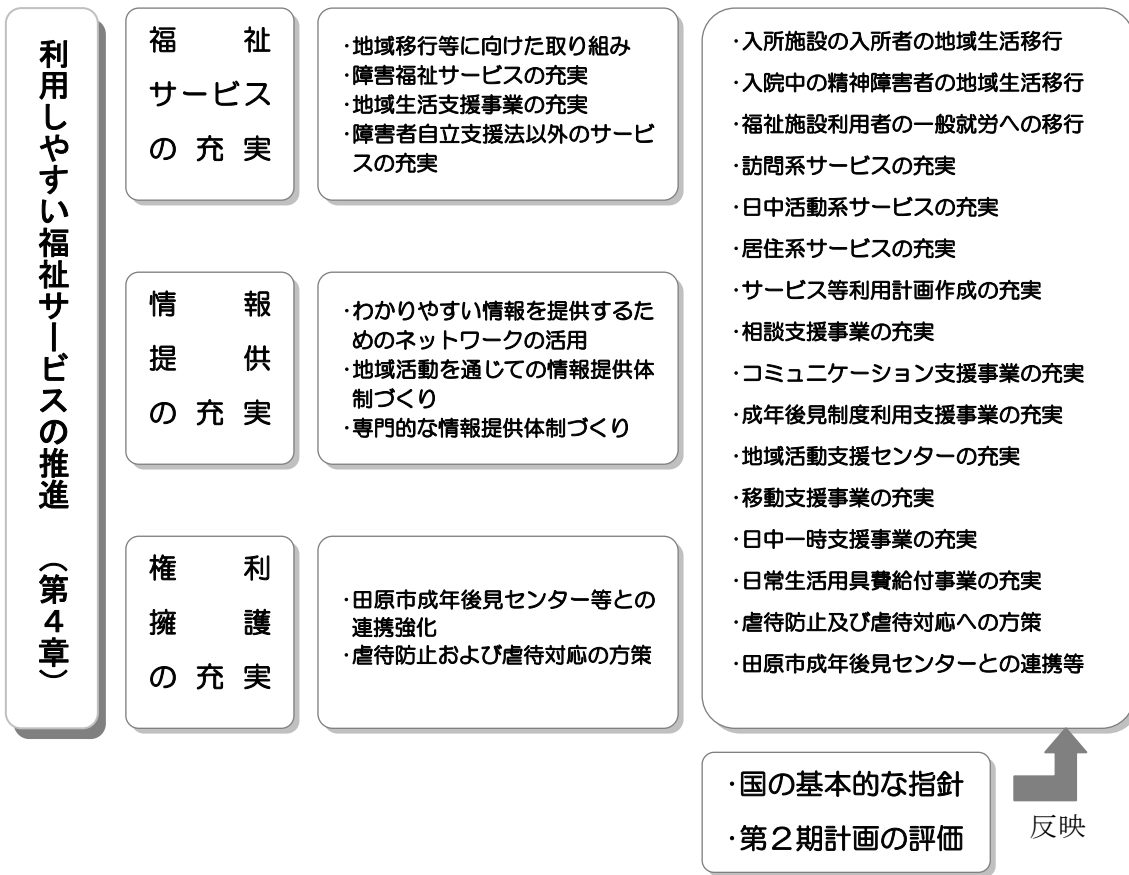
6. 第3期田原市障害福祉計画の考え方

本計画は、田原市障害者計画によって示された、本市の障害者福祉施策の方向性や考え方、方針等に基づき、その実現のために必要なサービスのうち、障害者自立支援法に基づくサービスの量を目標値として定めます。そして目標サービス量の確保に必要なサービス基盤整備に向けての取り組みを目標として定めます。

また、目標の設定に当たっては、第2期障害福祉計画の進捗状況や実績の分析、評価、課題の整理を行い、国から示された「基本的な指針」を反映し、第4章で設定します。

田原市障害者計画と田原市障害福祉計画の関係

田原市障害者計画		田原市障害福祉計画	
施策の方向性	施策の目標	設定する目標	施策の目標



参考：国の基本的な指針の主な改正点

<ul style="list-style-type: none"> ・改正障害者基本法を踏まえた整備 ・相談支援体制の充実・強化 ・計画策定における地域自立支援協議会の位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意見の反映 ・障害者虐待防止法を踏まえた整備 ・障害児支援のための基盤整備等
--	---

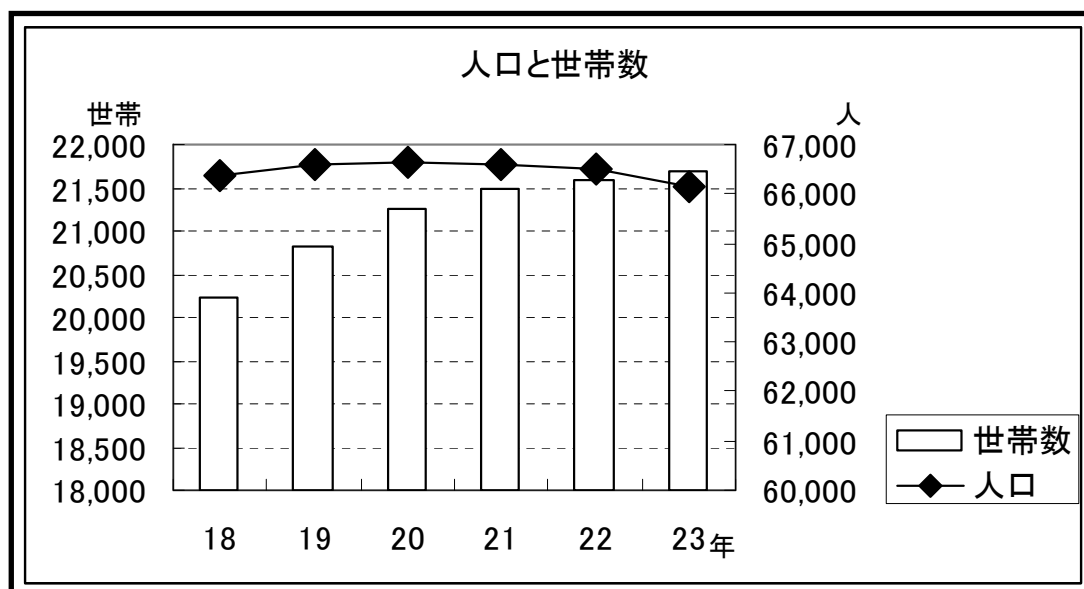
第2章 障害のある人を取り巻く状況

1. 田原市の人口構造

人口は、平成20年をピークに毎年減少しており、平成23年で66,148人となっています。一方で、世帯数は増加傾向にあり、平成23年で21,682世帯となっています。今後も人口全体は減少していくものの、単身世帯や核家族など、少人数で構成される世帯が増加していくと予想されます。

世帯数・人口の推移

	世帯数	人口
平成18年	20,232世帯	66,354人
平成19年	20,812世帯	66,612人
平成20年	21,262世帯	66,634人
平成21年	21,475世帯	66,612人
平成22年	21,597世帯	66,493人
平成23年	21,682世帯	66,148人



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳の所持者は、平成18年をピークに減少し、人口に対する割合は、平成23年時点で3.1%となっています。

主な障害区分で見ると、肢体不自由の方が全体の約50%を占めており、加齢に伴い脳血管疾患等の疾病を発症し、手帳を取得される方が増えています。

身体障害者手帳所持者の推移

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	18歳未満	18歳以上	合計
平成18年	663人	386人	522人	338人	134人	170人	68人	2,145人	2,213人
平成19年	643人	402人	505人	342人	133人	168人	73人	2,120人	2,193人
平成20年	633人	397人	506人	349人	126人	164人	78人	2,097人	2,175人
平成21年	609人	395人	495人	360人	120人	169人	81人	2,067人	2,148人
平成22年	674人	373人	494人	357人	100人	149人	49人	2,098人	2,147人
平成23年	651人	351人	489人	347人	93人	142人	47人	2,026人	2,073人

主な障害区分別身体障害者手帳所持者の推移

	視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	合計
平成18年	242人	308人	34人	1,073人	556人	2,213人
平成19年	236人	300人	33人	1,063人	561人	2,193人
平成20年	222人	295人	33人	1,070人	555人	2,175人
平成21年	202人	261人	32人	1,065人	588人	2,148人
平成22年	178人	253人	30人	1,063人	623人	2,147人
平成23年	175人	242人	28人	1,031人	597人	2,073人

資料：田原市福祉課（各年4月1日現在）

参考：障害があることを示す各種マーク

					
障害者のための国際シンボルのマーク	身体障害者標識	耳マーク（聴覚障害）	視覚障害のある人を表示する国際マーク	ほじょ犬マーク	ハートプラスマーク（内部障害）

3. 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者は、一旦減少傾向にありましたが、その後、徐々に増加しています。18歳未満の方の療育手帳所持者については横ばいですが、18歳以上の方は年々増加しています。

療育手帳所持者の推移

	等級別			18歳未満	18歳以上	合計
	A判定	B判定	C判定			
平成18年	158人	101人	81人	101人	239人	340人
平成19年	162人	104人	88人	116人	238人	354人
平成20年	165人	107人	99人	125人	246人	371人
平成21年	169人	115人	94人	130人	248人	378人
平成22年	157人	94人	90人	91人	250人	341人
平成23年	157人	102人	93人	91人	261人	352人

資料：田原市福祉課（各年4月1日現在）

4. 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加し、平成23年では220人となっています。他の手帳に比べ、所持者数の伸び率が最も高くなっており、近年では毎年10%以上増加しています。特に1・2級の手帳所持者が増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

	1級	2級	3級	合計
平成18年	15人	101人	25人	136人
平成19年	14人	101人	25人	140人
平成20年	16人	106人	27人	149人
平成21年	13人	124人	29人	166人
平成22年	16人	145人	37人	198人
平成23年	19人	160人	41人	220人

資料：田原市福祉課（各年4月1日現在）

豊川保健所が把握している田原市の自立支援医療の申請者及び精神障害者保健福祉手帳所持者及び措置・医療保護入院者等の把握状況を見ると、全体で861人となっており、平成19年の同時期と比較し、177人増加しています。

精神障害のある人は、精神障害者保健福祉手帳を交付されていなくても、自立支援医療を受けることができるため、手帳の交付申請に至らないことが多く、それに伴って潜在している人数も多くなっています。

年齢別に見ると、40～64歳が373人と最も多くなっており、次いで20～39歳が287人となっています。

疾患別に見ると、統合失調症が333人で最多となっていますが、気分（感情）障害も大きな割合を占めています。特に気分（感情）障害については平成19年の同時期と比較し、約1.7倍増加しています。

精神障害の把握状況

区分		20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
把握者数		51人	287人	373人	150人	861人
年齢別人口		12,508人	17,829人	21,629人	14,342人	66,308人
年齢別人口に対する割合		0.40%	1.60%	1.72%	1.04%	1.29%
精神病	統合失調症	2人	104人	169人	58人	333人
	気分（感情）障害	10人	125人	145人	26人	306人
	てんかん	24人	23人	16人	2人	65人
	認知症	0人	0人	4人	27人	31人
	血管性認知症以外の器質性精神障害	0人	2人	7人	19人	28人
	アルコール依存症	0人	2人	6人	10人	18人
	有機溶剤依存症	0人	0人	0人	0人	0人
	覚醒剤依存症	0人	0人	0人	0人	0人
	その他の精神障害	9人	9人	0人	0人	18人
神経症・ストレス関連障害		5人	16人	9人	3人	33人
精神遅滞		0人	1人	3人	0人	4人
人格及び行動の障害		0人	0人	2人	0人	2人
その他		0人	0人	4人	1人	5人

資料：豊川保健所【愛知県精神把握状況表】（平成22年12月31日現在）

5. 障害のある人の就労の状況

(1) 豊橋公共職業安定所に登録している障害のある人の状況

豊橋市と田原市管内の障害のある人の就労の状況については、障害の種別を問わず、就業中の人が増加しています。

豊橋公共職業安定所に登録している障害のある人の状況

区 分		H18	H19	H20	H21	H22
有 効 求 職 者	身体障害者計	248人	300人	300人	410人	359人
	視 覚	11人	12人	5人	16人	19人
	聴覚、平衡、音声言語、 そしゃく機能	44人	58人	51人	71人	57人
	上肢切断機能	53人	62人	51人	75人	70人
	下肢切断機能	60人	76人	77人	95人	85人
	体幹機能	25人	31人	40人	46人	39人
	脳病変による運動機能	3人	3人	1人	1人	1人
	内部機能	52人	58人	75人	106人	88人
	知的障害者	82人	94人	115人	131人	125人
	精神障害者	51人	79人	111人	173人	182人
その他障害者	3人	6人	3人	9人	9人	
就 業 中 の 者	身体障害者計	567人	605人	632人	652人	689人
	視 覚	36人	37人	39人	38人	39人
	聴覚、平衡、音声言語、 そしゃく機能	128人	134人	142人	145人	150人
	上肢切断機能	145人	154人	167人	171人	174人
	下肢切断機能	154人	162人	161人	167人	172人
	体幹機能	34人	38人	35人	40人	44人
	脳病変による運動機能	3人	3人	2人	3人	3人
	内部機能	67人	77人	86人	88人	107人
	知的障害者	365人	401人	436人	467人	495人
	精神障害者	49人	57人	64人	70人	104人
その他障害者	3人	4人	3人	4人	5人	

資料：豊橋公共職業安定所（各年度3月末）

(2) 障害者雇用の状況

平成23年6月1日現在の障害者雇用の状況は、企業数は全体で226社となっており、そのうち法定雇用率達成企業数は109社となっています。法定雇用算定基礎労働者数は全体で41,480.5人となっており、そのうち障害者数は612人となっています。

障害者雇用の状況

区 分	企業数		法定雇用算定基礎労働者数	うち障害者数	実雇用率
	うち達成企業数	達成割合			
合計	226社	109社	41,480.5人	612人	1.48%

資料：豊橋公共職業安定所（平成23年6月1日現在）

※平成22年7月、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）の数を0.5カウントする等障害者雇用率制度の改正が行われました。

(3) 障害者雇用率の推移

障害者雇用の推移は、法定雇用率達成企業の割合、雇用率は上昇傾向にありますが、愛知県平均（平成23年度1.59%）を下回っています。（参考：全国平均1.65%）

障害者雇用の推移

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23
企業数	211社	215社	218社	227社	227社	226社
うち法定雇用率達成企業数	78社	89社	97社	103社	113社	109社
法定雇用率達成企業の割合	37.0%	41.4%	44.5%	45.4%	49.8%	48.2%
雇用率	1.26%	1.38%	1.47%	1.39%	1.52%	1.48%
雇用率（愛知県）	1.45%	1.48%	1.53%	1.57%	1.63%	1.59%

資料：豊橋公共職業安定所（各年度6月1日現在）

第3章 助け合い支え合いのしくみ

1. 田原市障害者自立支援協議会に関する取り組み

(1) 田原市障害者自立支援協議会の役割

田原市においては、「障害者自立支援法」に基づく「地域自立支援協議会」として、平成20年7月から「田原市障害者自立支援協議会」を設置しています。

田原市障害者自立支援協議会は、障害者自立支援法に定められた相談支援事業者を中心に、地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場として、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その地域のサービス基盤の整備を進めていく役割を担っています。また幅広い関係者だけでなく、抽出された課題の内容により、必要に応じ専門的な役割を担う関係者で構成される専門部会で検討を行うなど、分野ごとに検討を行える仕組みになっています。

一人ひとりが抱える生きづらさを、個人の問題ではなく地域の課題として考えることで「ともに生きる」ことができるまちをつくるため、田原市障害者自立支援協議会を運営します。

【参考】地域自立支援協議会に求められる新たな役割

- ・「サービス等利用計画」の質の向上へ向けた体制づくり
- ・「地域の社会資源の開発」に関する役割の強化
- ・「障害者虐待防止のためのネットワーク」の強化

(2) 田原市障害者総合相談センターの位置づけ

田原市障害者自立支援協議会を円滑かつ効果的に運営していくためには、相談支援事業所の相談支援専門員の日々の業務から抽出された課題やニーズを、関係機関と共有できるようわかりやすく整理し提示する必要があります。

田原市においてはこれらの役割を、相談支援業務を委託している相談支援事業所の相談支援専門員と行政が協働し、生きづらさを抱えた方たちの総合相談窓口である田原市障害者総合相談センターの運営を行うとともに、田原市障害者自立支援協議会の事務局としての機能を担っています。

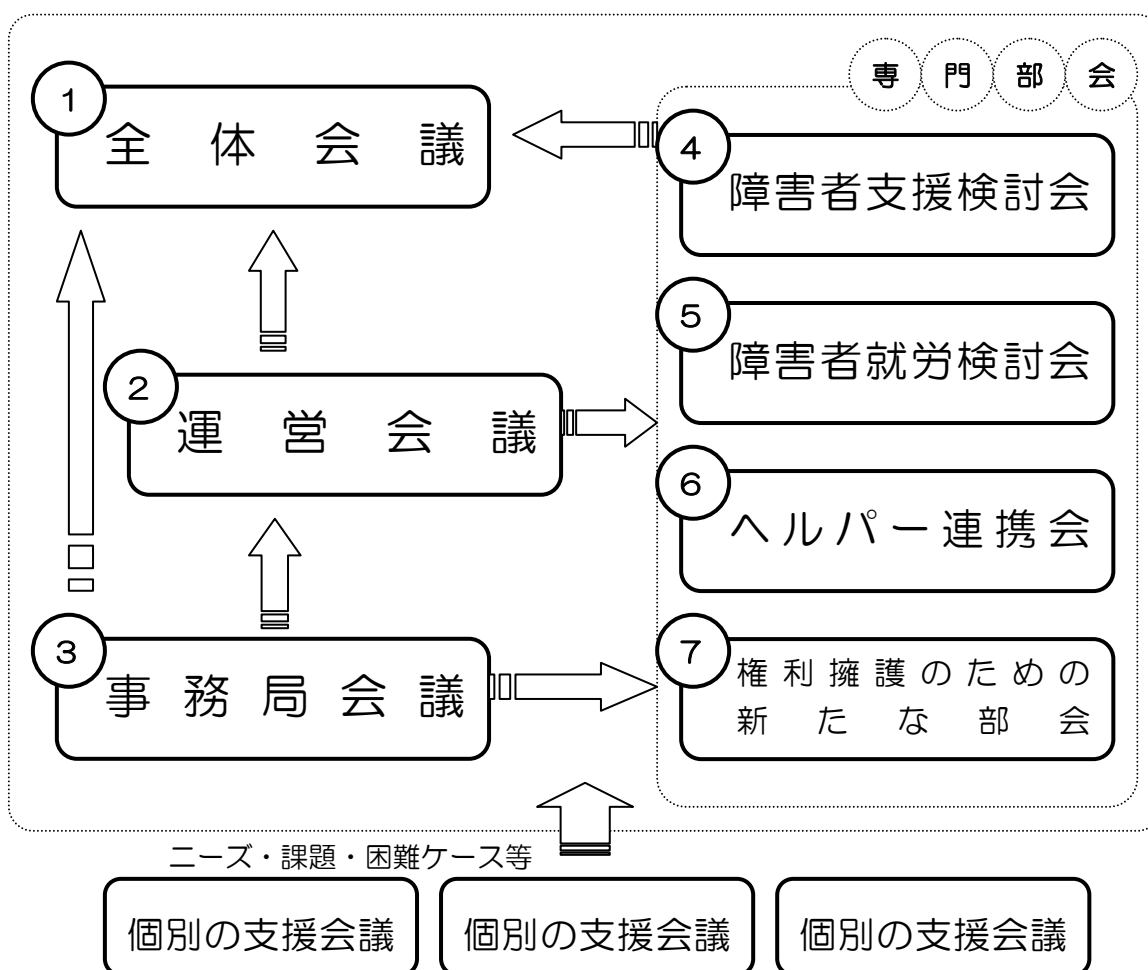
今後も、ライフステージを支えるための相談窓口としての機能を持つとともに、法改正により示された「基幹相談支援センター」と位置づけ、機能を強化します。

また田原市障害者自立支援協議会の中で、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画や日々の業務に関する評価を受けられるよう、体制の整備を検討します。

【参考】基幹相談支援センターに求められる役割

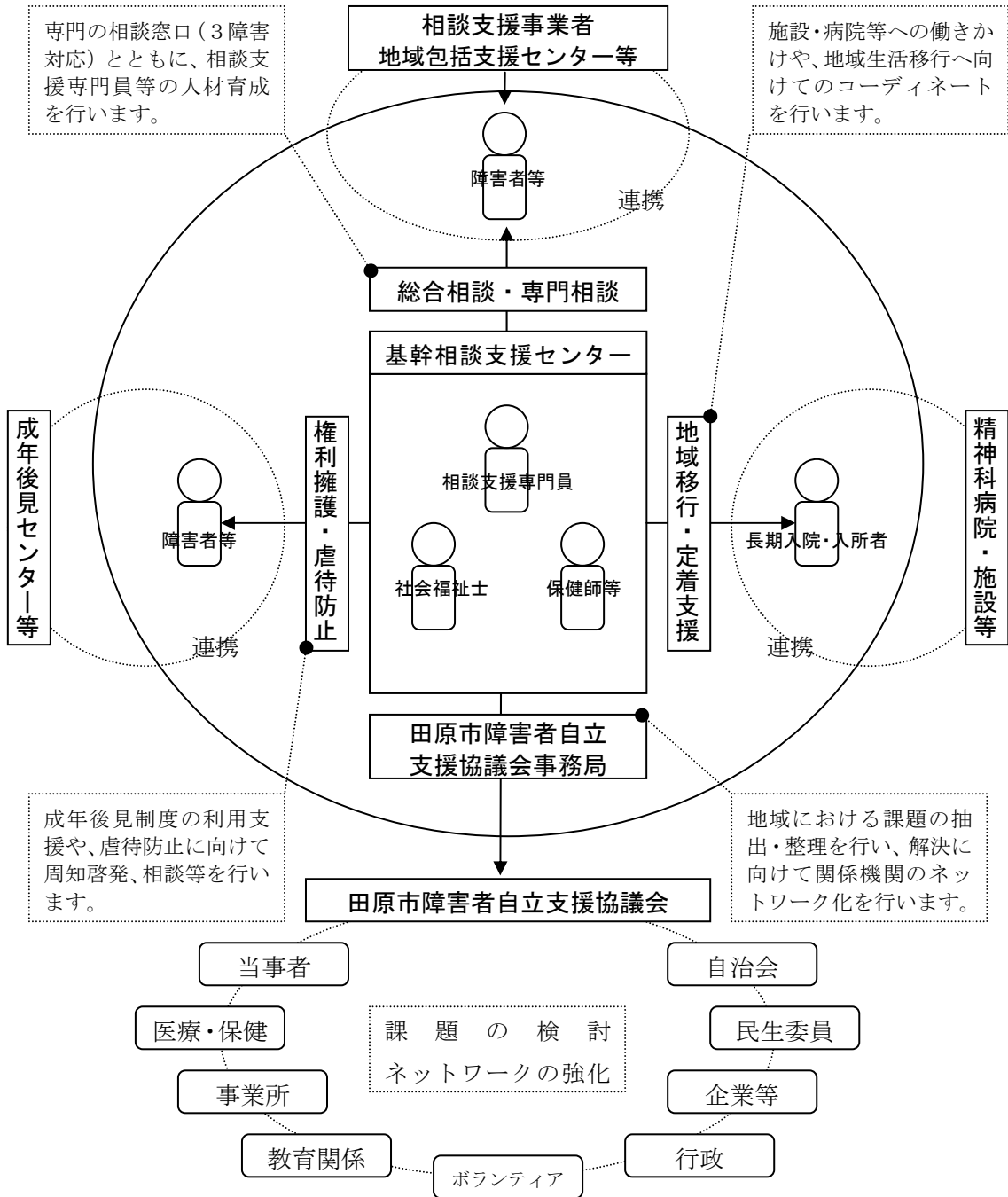
- ・「総合相談・専門相談」－ワンストップ相談窓口の実現
- ・「権利擁護・虐待防止」－虐待への対応と成年後見制度利用支援
- ・「地域移行・地域定着」－長期入院者等の地域生活移行に向けた支援

田原市障害者自立支援協議会組織図

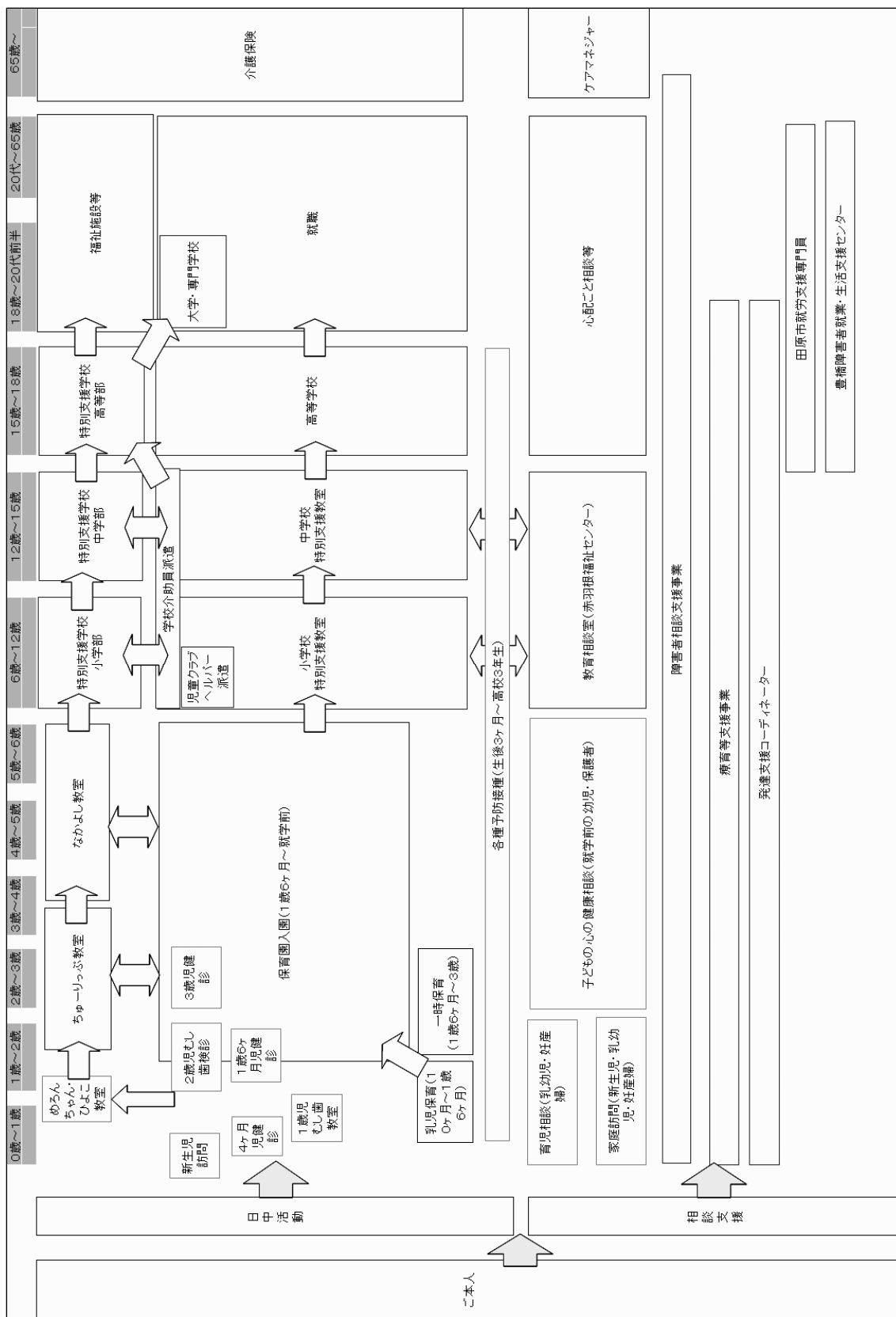


- ① 全体会議：田原市全体のネットワークを構築し、障害福祉に関する諸問題や新制度の設置、障害福祉計画策定に関する検討を行う。
- ② 運営会議：毎月第2火曜日開催。市内外の障害福祉関係事業所、医療機関等で構成され、ネットワークの中で課題を共有し検討を行う。
- ③ 事務局会議：毎月第4火曜日開催。委託の相談支援事業所と行政で構成され、各会議への議題提出の検討や調整を行う。
- ④ 障害者支援検討会：市内での特別支援学校の必要性について分析検討を行うとともに、それぞれのライフステージに合わせた支援の方法について検討を行う。
- ⑤ 障害者就労検討会：障害者の福祉的就労や一般就労に関する周知啓発のための検討や、就労先の確保に関する取り組みについて検討を行う。
- ⑥ ヘルパー連携会：市内のヘルパー事業所が支援について共通の方向性を持ち、またヘルパーの質を高めるための情報共有を行う。
- ⑦ 権利擁護のため：虐待防止や権利擁護に関する課題の共有や、理解を深めるための方策にの新たな部会 についての検討を行う。

基幹相談支援センターの役割



ライフステージの流れ



2. 障害のある人への合理的な配慮に関する取り組み

(1) 合理的な配慮が行き届くまちづくり

現在、わが国では平成19年9月に「障害者の権利に関する条約」への署名を行ったことを受け、可能な限り早期の条約締結を目指し、内閣府に「障がい者制度改革推進本部」を設置するなど、条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を行っているところです。

本市においても、このような時代の流れを汲み、また障害のある人の基本的な人権を尊重し、平等な社会参加の機会を提供するために必要な整備を行うとともに、あらゆる分野で必要な措置や配慮が行き届くよう田原市障害者自立支援協議会を中心に検討を重ね、施策を推進し、啓発を行っています。

また、障害者の権利に関する条約には、障害者の地域社会での自立した生活や、表現・情報利用等に対する必要な「措置」や「配慮」をすることを定めるとともに、教育や労働及び雇用の場面で「合理的配慮」が障害のある人に提供されるよう定めています。

本市においても、障害のある人を取り巻くハード面での環境整備において、バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮したまちづくりを、関係計画の考え方に沿い推進しています。その上で障害のある人に対する適切な「配慮」や「合理的な配慮」が行き届くよう、施策を推進します。取り組みについては第5章で定めます。

(2) 教育分野での取り組み

「教育」の分野での取り組みとして、障害の有無に関わらず教育機会を平等に提供するため、「障害児童生徒学校介助員派遣制度」等を活用し、「障害者支援検討会」を中心に可能な限り住み慣れた地域の学校に通い「ともに学ぶ」体制を強化します。また発達支援コーディネーターを配置し、それぞれのライフステージごとに支援が途切れず、一貫した支援が提供できるよう、関係機関との連携を強化します。

(3) 労働及び雇用分野での取り組み

「労働及び雇用」分野での取り組みとしては、田原市社会福祉協議会に配置された就労支援専門員を中心として就労先の開拓等を行い、また障害のある人が働くことが特別なことではないということについて、「障害者就労検討会」を中心に広く理解を深められるような仕組みづくりを推進し、「ともに働く」体制を整えます。

併せて、地域での雇用促進に向け、市内の企業や雇用主、市民に対しての啓発や情報提供を行うとともに、障害のある人に対する配慮についての正しい理解や、人権や権利についての正しい理解に向けて普及啓発を行っていきます。

3. 人材育成や地域活動の活性化に関する取り組み

(1) 福祉教育の推進

現在、田原市社会福祉協議会を中心に、市内の小中学校などで福祉実践教室や講演会を行っており、障害のある人や高齢者も暮らしやすいまちづくりを担う一員として必要となる、思いやりの心や配慮、行動についての周知啓発活動を行っています。

今後も、福祉教育や生涯学習など、子どもから大人までが福祉について学べる機会を充実し、数十年先を見すえた人材育成活動を推進していきます。

(2) 市民活動やボランティア活動の活性化

近年、ボランティア活動や市民活動への関心は高まっており、市民一人ひとりの意識の高揚がうかがえますが、日々の生活の忙しさや、きっかけがないなどの要因により、活動に参加できる人がまだ少ないのが現状です。

今後は、田原市社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターや、市内の団体で構成されるボランティア連絡協議会と連携し、関心はあるものの活動に至らない人などに向けて、きっかけづくりの支援を行う仕組みを検討し、ボランティア活動や市民活動にスムーズに参加できる基盤を強化します。

また、現在活動している団体が連携しながら互いに活性化していくよう、支援体制の整備を行います。

(3) 田原市立田原福祉専門学校による人材の養成と活用

現在、田原市立田原福祉専門学校において、「介護福祉士の養成」や、市内在住者等を対象に「ホームヘルパー2級講座」を開講し、田原市が障害や年齢に関わらず安心して暮らすことができるまちとなるために必要な、担い手の養成を行っています。

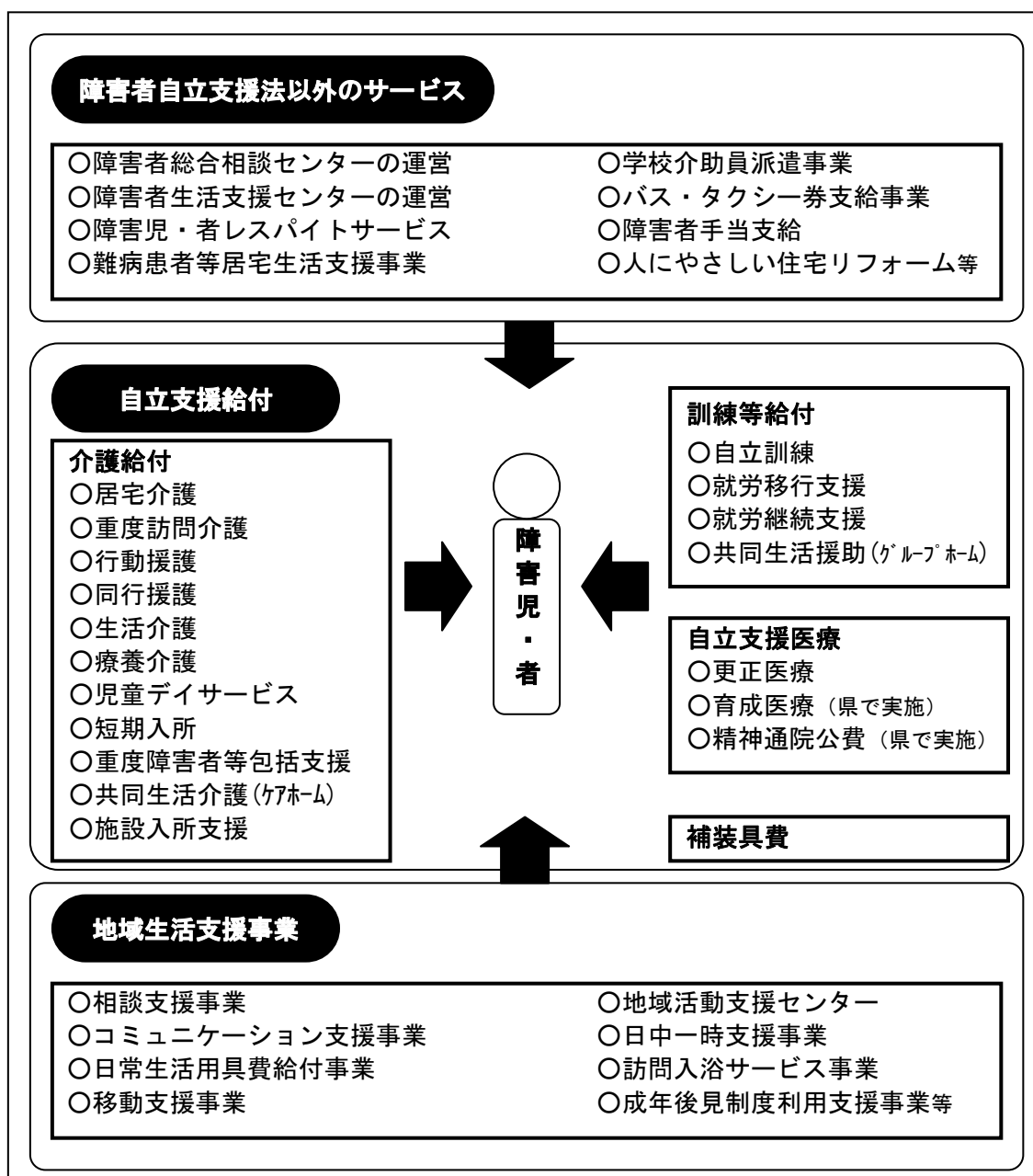
今後も、専門的な支援が提供できる担い手を養成する仕組みを強化するとともに、卒業生や受講者が修了後に、地域や事業所等で幅広く活躍できるような仕組みを関係機関と連携し、強化していきます。

第4章 利用しやすい福祉サービスの推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的として提供されるサービスには、障害者自立支援法や児童福祉法に定められた「自立支援給付（障害福祉サービス等）」や、各市町村が地域の実状に合わせ提供する「地域生活支援事業」のほか、「障害者自立支援法等以外のサービス」などがあります。

これらのサービスを利用しやすく、また必要としている方に必要なサービスがいきわたるよう、サービス提供や情報提供、権利擁護に関する体制を整えます。

また、障害者自立支援法の基本的な考え方でもある、「施設から地域へ」「福祉から就労へ」向け、地域でも安心して生活ができるよう体制を整えます。



自立支援給付

区分		サービス内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	重度の視覚障害により移動に制限がある人に、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活介護 （ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 なお、A型とは雇用契約に基づく事業で、B型とは雇用契約に基づかない事業のことを言います。
	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立支援医療	更生医療（障害者） 育成医療（障害児）	身体に障害のある人の障害を除去し、又は軽減して職業能力の増進、日常生活を容易にするために行われる医療です。
	精神通院医療	保険と公費で通院医療費の90%を負担します。
	補装具費	義肢や車いすなどの購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給を行います。

地域生活支援事業

相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
コミュニケーション支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する等、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害者等に日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす用具を給付又は貸与します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
地域活動支援センター	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用のサービスです。
その他、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。	

障害者自立支援法以外のサービス（一部）

障害児・者レスパイトサービス	障害児・者を一時的に預かり、介護者の負担軽減を図るとともに、創作活動等を通じ、地域での自立を目的として行う余暇支援事業です。
難病患者等居宅生活支援事業	特定疾患（難病）に指定された疾患の患者に対し、ヘルパーによる生活支援や短期入所、日常生活用具の給付を行います。

1. 福祉サービスの充実

地域生活移行等に向けた取り組み

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、入所施設に入所している障害のある人のうち、今後、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する数を見込み、その上で、平成26年度末の段階において、地域生活に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

平成17年度末 時点の施設 入所者数(A)	平成22年度末 時点の施設 入所者数	平成26年度末 時点の施設 入所者数(B)	【目標値】 削減見込 (A)-(B)	【目標値】 地域移行者 数	【参考】 H18~23年 の移行者数
89人	94人	87人	2人	11人	4人

【第2期障害福祉計画の評価】

施設入所者の地域移行については平成21年度から23年度までの間に、4の方がグループホーム・ケアホームや自宅へ移行しました。一方で移行者数よりも新たな入所者数が多く、施設入所者全体数は増加しました。

また、施設からの主な移行先となるグループホーム・ケアホームの市内の整備については、1か所(定員5名)が新設され、また平成24年4月にはさらに1か所新設の予定もあり、少しずつではありますが、着実に進んでいます。

【第3期障害福祉計画の目標】

第3期計画では引き続き、グループホーム・ケアホームの整備に関し、社会福祉法人等に運営面の必要な支援を行うことにより、地域での居住の場の確保に努めます。また日中の活動の場、就労先の確保も併せて努めることで、日中も夜間も安心して地域で暮らすことができるよう、体制の整備を図ります。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

現在、(2)については国の基本的な指針が示されておらず、項目の有無についても検討されている段階であるため、省略します。今後方針が示され次第、内容を整理します。

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設利用者のうち就労移行支援事業所等を通じて、同年度中に一般就労に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	【目標値】 平成 26 年度
一般就労移行者数	1 人	0 人	1 人	7 人

【第 2 期計画の評価】

平成 21 年度には障害者生活支援センターへのジョブコーチ資格所有支援員の配置や、豊橋障害者就業・生活支援センターによる制度の周知啓発活動を行いました。

同時に田原市障害者自立支援協議会「障害者就労検討会」において、就労支援専門員の配置を検討し、平成 22 年度から配置しました。

企業内授産などの取り組みを通じて、一般就労につながることもあり、ネットワークの構築も含め、一般就労への移行に関する基盤づくりが進みました。

しかし、田原市において障害者雇用に関しての理解が十分とはいえず、障害者の就労に関するサービスを提供する事業所も不足しています。

【第 3 期計画の目標】

第 3 期計画では引き続き、国の基本的な指針に基づき、平成 26 年度時点において福祉施設利用者のうち 2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、就労継続支援事業利用者のうち、3 割が A 型を利用することを目指します。

今後も障害者就労検討会を中心としたネットワークの構築を強化し、制度の周知や普及啓発を推進します。また平成 23 年度に障害者就労検討会において必要性が検討され設置された、「就労移行支援事業所立ち上げプロジェクトチーム」により、就労移行支援事業所の設置を目指し、市内における就労に向かうためのサービス基盤を整備します。

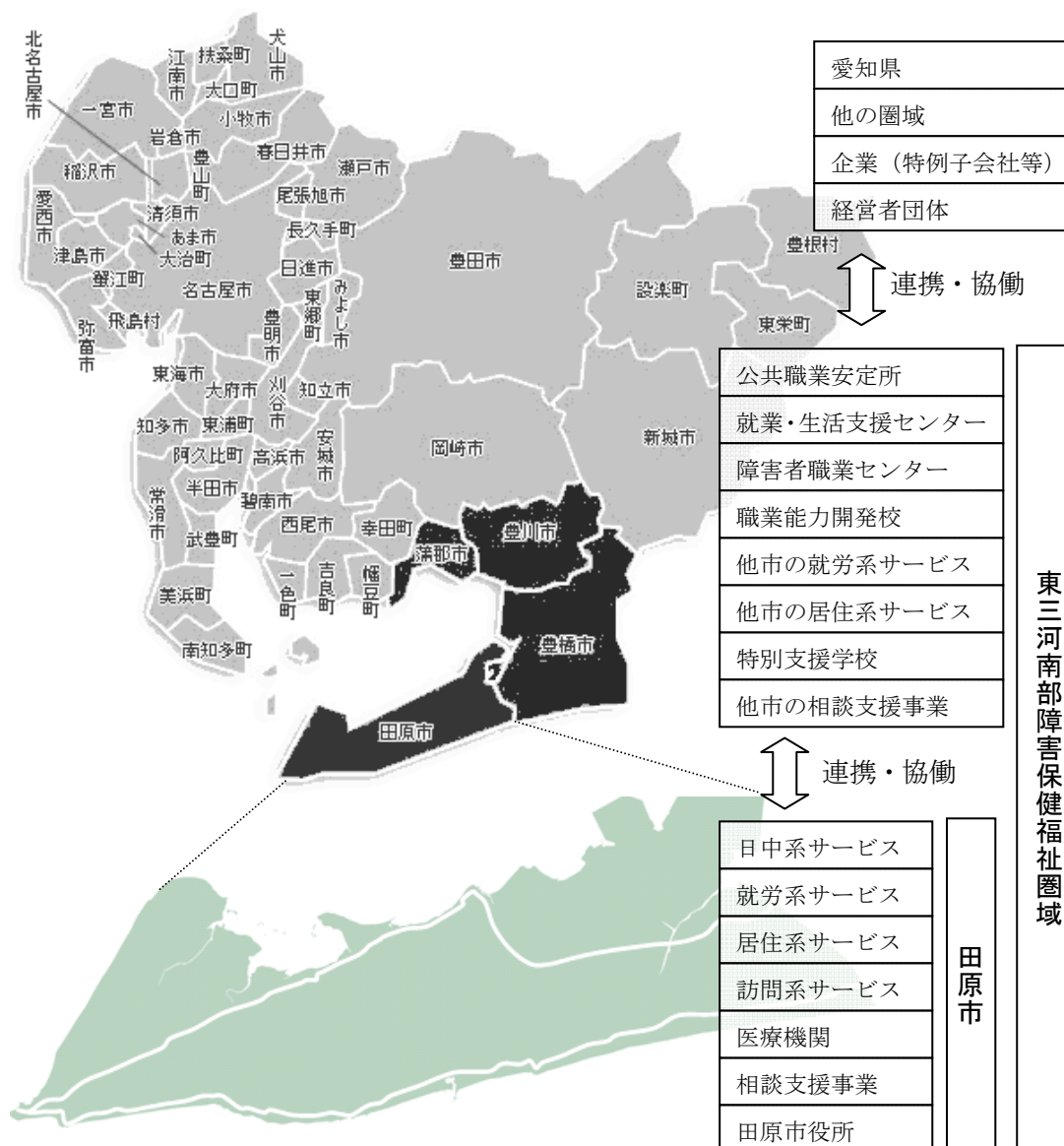
障害福祉サービスの充実

本市は、東西に長い地形であるとともに、既存の地域資源や事業者が、各地域に点在しているわけではないため、地域によっては施設や各種福祉サービスを利用する際は、長時間の移動に関する支援が必要になります。

また三方が海に面しているため、他市のサービス事業者を幅広く利用することが難しくなっていると同時に、新たな事業者の参入が少ない状況となっています。

こうした現状を踏まえながら、本市における障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための目標を設定し、また東三河南部障害保健福祉圏域との連携を考慮し検討する必要があります。

圏域等での連携のイメージ



(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの1ヶ月当たりの推計と実績（第2期計画）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	推計	377 時間	429 時間	527.8 時間
		29 人	33 人	40 人
	実績	359 時間	434 時間	551 時間
		37 人	37 人	37 人
重度訪問介護		推計・実績ともになし		
行動援護	推計	56 時間	112 時間	112 時間
		1 人	2 人	2 人
	実績	0 時間	0 時間	0 時間
		0 人	0 人	0 人
重度障害者等包括支援		推計・実績ともになし		

訪問系サービスの1ヶ月当たりの推計（第3期計画）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護		602 時間	672 時間	714 時間
		43 人	48 人	51 人
重度訪問介護		0 時間	0 時間	0 時間
		0 人	0 人	0 人
行動援護		56 時間	56 時間	56 時間
		1 人	1 人	1 人
同行援護		25 時間	30 時間	37 時間
		3 人	4 人	5 人
重度障害者等包括支援		0 時間	0 時間	0 時間
		0 人	0 人	0 人

※平成 23 年度の実績については、年度途中の実績から年間分を見込んだ数値です。

【第2期計画の評価】

居宅介護については、相談支援事業者等による情報提供や、各ヘルパー事業所との連携により、実績が推計を上回りましたが、行動援護等については市内にサービスを提供する事業所がないこともあり、実績はありませんでした。

また、田原市障害者自立支援協議会の部会として「ヘルパー連携会」を設置し、市内の事業所間や相談支援事業者との課題の共有や連携強化が進みました。

【第3期計画の目標】

現在、ヘルパー連携会において、ヘルパー不足に対する課題や、ヘルパーの質の向上への取り組み等について検討されており、障害のある人へのニーズに応えるための取り組みをより一層推進していきます。

また、事業所が行動援護等の事業を新たに展開、参入するための方策について、引き続き検討していきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの1ヶ月当たりの推計と実績(第2期計画)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	推計	490 人日	690 人日	2,520 人日
		35 人	46 人	140 人
	実績	575 人日	619 人日	1,883 人日
		35 人	37 人	86 人
自立訓練 (機能訓練)	推計	0 人日	0 人日	11 人日
		0 人	0 人	1 人
	実績	0 人日	0 人日	0 人日
		0 人	0 人	0 人
自立訓練 (生活訓練)	推計	0 人日	0 人日	110 人日
		0 人	0 人	5 人
	実績	0 人日	0 人日	30 人日
		0 人	0 人	1 人
就労移行支援	推計	44 人日	88 人日	132 人日
		2 人	4 人	6 人
	実績	30 人日	53 人日	79 人日
		3 人	3 人	6 人
就労継続支援 (A型)	推計	0 人日	0 人日	264 人日
		0 人	0 人	12 人
	実績	13 人日	38 人日	55 人日
		1 人	2 人	3 人
就労継続支援 (B型)	推計	40 人日	80 人日	600 人日
		2 人	4 人	30 人
	実績	69 人日	77 人日	128 日
		4 人	6 人	35 人
療養介護	推計	0 人	0 人	0 人
	実績	0 人	0 人	0 人
児童 デイサービス	推計	22 人日	25 人日	30 人日
		2 人	3 人	4 人
	実績	22 人日	5 人日	11 人日
		2 人	2 人	1 人
短期入所	推計	290 人日	320 人日	340 人日
		29 人	32 人	34 人
	実績	182 人日	157 人日	160 人日
		24 人	25 人	23 人

日中活動系サービスの1ヶ月当たりの推計（第3期計画）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	推計	3,950 人日	4,110 人日	4,380 人日
		185 人	197 人	217 人
自立訓練 (機能訓練)	推計	23 人日	23 人日	23 人日
		1 人	1 人	1 人
自立訓練 (生活訓練)	推計	23 人日	23 人日	23 人日
		1 人	1 人	1 人
就労移行支援	推計	138 人日	437 人日	575 人日
		6 人	19 人	25 人
就労継続支援 (A型)	推計	115 人日	299 人日	483 人日
		5 人	13 人	21 人
就労継続支援 (B型)	推計	720 人日	756 人日	846 人日
		40 人	42 人	47 人
療養介護	推計	0 人	0 人	0 人
児童 デイサービス	推計	20 人日	20 人日	30 人日
		5 人	5 人	6 人
短期入所	推計	280 人日	320 人日	350 人日
		28 人	32 人	35 人

【第2期計画の評価】

第2期計画の目標でもあった新しいサービス体系への移行については、市内すべての事業所が円滑に進み、また地域活動支援センターから就労継続支援B型に提供するサービスを変更するなど、当初の計画どおり移行が進みました。

しかし、いまだ十分とは言えず、就労系のサービスや児童デイサービスなど市内の事業所が不足しています。

【第3期計画の目標】

現在、障がい者総合福祉法（仮称）の内容について検討されており、障害者自立支援法に関しても、新たな法制度への移行を見据えた関係法整備が進んでいます。

そのような法制度の変化に沿い、安定的に混乱無くサービス提供体制を構築するよう、事業所や市民に対する情報提供を行います。

また就労支援については、就労支援専門員を中心とした相談体制の確保や、企業開拓、周知啓発を促進し、併せて新たな事業所の設置、活用について障害者就労検討会等で検討していきます。

児童デイサービスや障害児の短期入所など未就学や学齢期の障害児のニーズに対するサービスが不足していることから、引き続き日中一時支援やレスパイトサービス（介護者余暇支援）の利用を促進します。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援のサービスがあります。推計値には達しませんでした。市内の施設は平成 23 年度中に旧体系の施設サービスから新体系の施設入所支援への移行が完了しました。

居住系サービスの1ヶ月当たりの推計と実績（第2期計画）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活介護 ケアホーム	推計	12 人	14 人	19 人
	実績	11 人	14 人	18 人
共同生活援助 グループホーム	推計	2 人	4 人	4 人
	実績	0 人	0 人	0 人
施設入所支援	推計	14 人	22 人	76 人
	実績	11 人	20 人	58 人

居住系サービスの1ヶ月当たりの推計（第3期計画）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活介護 ケアホーム	推計	20 人	22 人	26 人
共同生活援助 グループホーム	推計	0 人	0 人	0 人
施設入所支援	推計	95 人	91 人	87 人

【第2期計画の評価】

市内で旧法施設支援サービスを提供していた事業所は、平成 23 年度に新しいサービス体系である施設入所支援に移行しました。グループホームやケアホームの利用は多くが市外の事業所であるものの、市内においても平成 23 年に1か所増え、平成 24 年にも増える予定があるなど、少しずつではありますが、居住の場の確保に向けて着実に進んでいます。

【第3期計画の目標】

グループホームやケアホーム等は着実に増えつつありますが、充足はしておらず、今後も居住の場をさらに確保していく必要があります。そのため本人や家族、ボランティア団体、地域等と連携して、障害のある人が地域で自立して暮らしていけるよう、地域住民の障害のある人の理解を促し、グループホームやケアホームの整備を推進します。また公営住宅等の空き部屋の有効活用も検討します。

既存の施設サービスについては今後も充実に努めるとともに、地域との連携や交流を充実させ、孤立することの無い施設サービスを実現していきます。

(4) サービス等利用計画作成

障害福祉サービスの利用にあたり、その調整や必要な情報提供を行います。制度改正により、平成24年度からすべての障害福祉サービス利用者がサービス利用計画作成の対象となり、平成26年度までの3年間で段階的に利用者を拡大していきます。

また新たに、施設・精神科病院等に長期間入所・入院されていた方の、地域生活への移行や定着のための相談支援も新たに加わり、体制を整備する必要があります。

サービス等利用計画作成の1ヶ月当たりの推計と実績（第2期計画）

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援	推計	7人	10人	15人
	実績	6人	7人	12人

サービス等利用計画作成の1ヶ月当たりの推計（第3期計画）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	推計	21人	24人	26人
地域移行支援	推計	1人	1人	1人
地域定着支援	推計	1人	1人	1人

【第2期計画の評価】

平成21年度に田原福祉センターに設置した障害者総合受付センターを平成22年度に障害者総合相談センターへと改編し、相談支援体制の強化を図ったところ、平成23年度のサービス等利用計画作成の実績については、年間で平均すると、12名となっていますが、平成23年12月時点で15名となっており、目標としていた推計量に到達しました。

【第3期計画の目標】

サービス利用計画作成対象者の大幅な拡大に伴い、相談支援事業に求められる役割の増大や、サービス等利用計画の質の向上が求められており、相談支援専門員の一層の資質向上や情報共有体制の強化が必要となります。

今後は、障害者総合相談センターを基幹型相談支援センターとして位置づけ、サービス利用計画の点検や、ケース検討の場として体制を整備するとともに、新たなニーズや困難事例に対応できるよう、整備を進めていきます。

地域生活支援事業の充実

障害のある人が持つ能力や適性に応じ自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、事業を実施します。また地域の実情に合わせ、事業を効率的、効果的に実施することが可能となり、障害のある人の福祉の増進を図ります。

(1) 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障害のある人や家族、介助者等からの相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

現在市内4事業所に業務を委託し、日常の相談支援業務のほか、田原市障害者自立支援協議会の事務局としての活動、障害者総合相談センターの運営などの業務を行います。

相談支援事業の設置等実績（第2期計画）

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
①相談支援事業				
障害者相談支援事業	推計	4か所	4か所	4か所
	実績	4か所	4か所	4か所
地域自立支援協議会	推計	1か所	1か所	1か所
	実績	1か所	1か所	1か所
②相談支援機能強化事業				
		推計	1か所	1か所
		実績	1か所	1か所

相談支援事業の設置等推計（第3期計画）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①相談支援事業				
障害者相談支援事業	推計	6か所	6か所	6か所
	指定特定相談支援事業	推計	6か所	6か所
	指定特定相談支援事業(委託)	推計	4か所	4か所
	指定一般相談支援事業(市内)	推計	4か所	4か所
地域自立支援協議会	推計	1か所	1か所	1か所
②相談支援機能強化事業		推計	1か所	1か所
③基幹相談支援センター		推計	1か所	1か所

※指定特定相談支援事業の（委託）の事業所数との差の2事業所は市外の事業所を見込む。

- 相談支援事業**・・・地域の障害のある人の福祉に関する問題に対し、障害のある人やその保護者、介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。また障害のある人が、賃貸契約が必要な住宅に入居する際にサポートする住宅入居等支援事業も行います。
- 地域自立支援協議会**・・・相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置します。田原市では「田原市障害者自立支援協議会」を平成20年7月に設置済みですが、平成24年度からはサービス等利用計画の質の向上や地域移行に向けてのネットワークの強化、地域の社会資源の開発等を目的として、障害者自立支援法により設置が義務付けられました。
- 相談支援機能強化事業**・・・相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
- 指定特定相談支援事業**・・・サービス等利用計画の作成を行うほか、基本的な相談支援を行います。平成24年度からは制度改正により、市町村が事業者指定を行うこととなりました。また田原市においては、指定特定相談支援事業所の一部に、障害者総合相談センターでの相談業務や、田原市障害者自立支援協議会の運営等、地域生活支援事業に位置づけられた相談支援事業を委託し、実施します。
- 指定一般相談支援事業**・・・精神科病院等への長期入院患者・入所者等の地域移行支援や地域定着支援を行うほか、基本的な相談支援を行います。県が事業者を指定します。
- 基幹相談支援センター**・・・地域の相談支援の拠点として、基本的な相談業務や専門相談、権利擁護や虐待防止および地域移行・地域定着支援を総合的にを行います。田原市においては障害者総合相談センターを基幹相談支援センターと位置づけ、相談体制や関係機関との連携強化を図ります。

【第2期計画の評価】

平成22年度に障害者総合受付センターから障害者総合相談センターに名称変更し機能強化を図りました。また相談支援機能強化事業では田原市の実情を踏まえ、それぞれの先進地への視察や講師を招くなどし、相談体制や地域自立支援協議会の機能向上を目的とした研修会を開催しました。併せて4つの委託相談支援事業所の相談員の質の向上を目的としたケース検討等を障害者総合相談センターで実施しました。

【第3期計画の目標】

引き続き障害者総合相談センターを中心とした相談体制の強化を図るとともに、情報提供体制の強化を図ります。また虐待防止に向けての仕組みづくりや、地域移行に向けた取り組みについて強化を図ります。

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

コミュニケーション支援事業の実績（第2期計画）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
コミュニケーション支援事業	推計	80 人	85 人	90 人
	実績	76 人	65 人	70 人

コミュニケーション支援事業の推計（第3期計画）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
コミュニケーション支援事業	推計	80 人	85 人	90 人

【第2期計画の評価】

平成 21 年度に市内の全対象者に事業の概要や申請書等を郵送し、制度の周知を図りました。実績については3年を通じて推計には到達しませんでした。

【第3期計画の目標】

地域における手話通訳者や要約筆記者の把握に努め、サービスの提供体制を整えるとともに、催し物やイベントへの派遣を積極的に行います。

コミュニケーション支援事業は、障害のある人だけでなく、障害のない人も受益者であるため、利用者負担をなくし、障害のある人に対しては、コミュニケーション事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

(3) 成年後見制度利用支援事業

平成 19 年度から市独自で実施していましたが、平成 24 年度から地域生活支援事業の必須事業となりました。成年後見制度の利用が必要である方の市長申立て費用や後見人等の報酬の助成を行います。

成年後見制度利用支援事業の推計（第3期計画）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	推計	1 人	2 人	3 人

【第3期計画の目標】

田原市成年後見センター等との連携を強化し、制度の周知とともに、制度の利用が必要な方の把握に努めます。

(4) 地域活動支援センター

地域活動支援センターに障害のある人を受け入れ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。

地域活動支援センター設置状況と利用推計・実績（第2期計画）

区 分		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		設置	利用者	設置	利用者	設置	利用者
基礎的事業	推計	2 か所	38 人	2 か所	38 人	2 か所	40 人
	実績	3 か所	41 人	3 か所	47 人	2 か所	32 人
機能強化事業	推計	1 か所	20 人	1 か所	20 人	1 か所	20 人
	実績	実績なし					

地域活動支援センター設置予定と利用者推計（第3期計画）

区 分		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		設置	利用者	か所	利用者	か所	利用者
基礎的事業	推計	1 か所	25 人	1 か所	25 人	1 か所	25 人

【第2期計画の評価】

市内に3か所あった地域活動支援センターのうち、2事業所が当初の予定通り、障害福祉サービスである就労継続支援B型事業へ移行しました。

【第3期計画の目標】

障害のある人の日中活動の場を保障し、また生産活動の場や地域との交流の機会が提供できるよう、機能の拡充を図ります。

(5) 移動支援

屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

移動支援事業の実施事業所数と利用者の推計と実績（第2期計画）

区 分		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		実施	利用者	実施	利用者	実施	利用者
		利用時間		利用時間		利用時間	
移動支援事業	推計	7 か所	80 人	7 か所	90 人	7 か所	100 人
		7,000.0 時間/年		7,500.0 時間/年		7,605.0 時間/年	
	実績	8 か所	92 人	9 か所	111 人	9 か所	139 人
		7591 時間/年		9,110 時間/年		10,026 時間/年	

移動支援事業の実施事業所数と利用者の推計（第3期計画）

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
	実施	利用者	実施	利用者	実施	利用者	
	利用時間		利用時間		利用時間		
移動支援事業	推計	10 か所	146 人	11 か所	152 人	12 か所	161 人
		10,500 時間/年		10,600 時間/年		10,700 時間/年	

【第2期計画の評価】

推計を大幅に上回り利用がありました。地理的な問題や、日中活動の場の不足が原因と考えられます。

【第3期計画の目標】

本市は東西に長い地形であり、三方を海に面する渥美半島を市域としているため、障害のある人が外出をする際、目的地が遠方になることがあります。本市の障害のある人にとって、移動支援は必要不可欠です。また、社会参加を促進するためにも、障害のある人のニーズに応じていく必要があります。そのため、移動支援の利用希望者の把握に努め、障害の特性に合わせた移動支援を提供し、より利用しやすいサービス提供を進めます。利用者のニーズにより現地集合現地解散や、グループ支援の導入も視野に入れ、利用しやすい移動支援を目指します。

サービス提供事業者に対しては、必要とされる移動手段や支援方法などの情報を提供し、サービスを提供する事業者の拡充を図ります。

（6）日中一時支援事業

施設等での日中預かりを行う事業で、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息とすることで、介護者の負担を軽減し、障害のある人に対しては、日中における活動の場を確保します。

日中一時支援事業の実施事業所数と利用者の推計と実績（第2期計画）

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		
	事業所	利用者	事業所	利用者	事業所	利用者	
日中一時支援	見込	14 か所	45 人	14 か所	50 人	14 か所	60 人
	実績	11 か所	31 人	11 か所	31 人	10 か所	35 人

日中一時支援事業の実施事業所数と利用者の推計（第3期計画）

区 分		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者
日中一時支援	見込	14 か所	45 人	14 か所	50 人	14 か所	60 人

【第2期計画の評価】

事業所数が推計を下回ったことにより、利用者実績も推計を下回りました。

【第3期計画の目標】

第2期と同様に、日中一時支援が必要な障害のある人の把握に努め、サービス提供事業者の拡充を図り、見守りや社会に適応するための支援の充実を図ります。

本市は、東西に長い地形であるため、遠い事業所でサービスを受けなければならない障害のある人もいます。そのため、実施事業所の理解を求め、送迎を含めたサービス提供体制の充実や市の公共施設での日中一時支援等を行えるよう努め、身近な地域で地域資源を活用しながらサービスが受けられる体制を支援します。

（7）日常生活用具給付等事業

重度障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等により、日常生活の便宜を図ります。

日常生活用具給付品目一覧

介護・訓練支援用具：	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドなど
自立生活支援用具：	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具：	透析液加湿器、ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）など
情報・意思疎通支援用具：	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、点字図書など
排泄管理支援用具：	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器など
居宅生活動作補助用具：	移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

日常生活用具給付等事業の推計と実績（第2期計画）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	推計	実績	推計	実績	推計
①介護・訓練支援用具	6件	0件	7件	3件	5件
②自立生活支援用具	15件	6件	15件	5件	15件
③在宅療養等支援用具	4件	6件	4件	3件	4件
④情報・意思疎通支援用具	12件	4件	13件	9件	10件
⑤排泄管理支援用具	350件	802件	380件	895件	960件
⑥居宅生活動作補助用具	6件	1件	8件	6件	6件

日常生活用具給付等事業の推計（第3期計画）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	推計	推計	推計
①介護・訓練支援用具	5件	6件	7件
②自立生活支援用具	15件	15件	15件
③在宅療養等支援用具	4件	4件	4件
④情報・意思疎通支援用具	12件	13件	14件
⑤排泄管理支援用具	1,000件	1,100件	1,200件
⑥居宅生活動作補助用具	6件	6件	6件

【第2期計画の評価】

病院等の情報提供もあり、ストマ用装具等排泄管理支援用具が大幅に推計を上回りました。多くの品目で年々給付が増加している傾向にあります。

【第3期計画の目標】

日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、障害のある人が質の高い生活ができるよう、給付品目の見直し等も含め、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具を給付します。

障害者自立支援法に定められたその他のサービスの実績（参考）

（1）補装具費の給付

	品 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付	義肢	12 件	5 件	6 件
	装具	13 件	5 件	8 件
	盲人用安全つえ	1 件	2 件	3 件
	補聴器	16 件	12 件	26 件
	車いす	11 件	9 件	14 件
	電動車いす	2 件	5 件	4 件
	歩行器	1 件	3 件	5 件
	歩行補助つえ			2 件
	松葉杖	2 件		
	座位保持装置	2 件	1 件	1 件
	特例補装具			1 件
	座位保持椅子			2 件
	小 計		60 件	42 件
修理	義肢		1 件	4 件
	装具	1 件	3 件	3 件
	補聴器	8 件	9 件	18 件
	車いす	15 件	31 件	23 件
	電動車いす	9 件	9 件	9 件
	座位保持椅子	1 件		
	座位保持装置		1 件	2 件
	歩行補助つえ			1 件
小 計		34 件	54 件	60 件

（2）障害者自動車改造費補助・自動車免許取得費補助

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
改造費補助	実績	3 人	1 人	2 人
免許取得費補助	実績	2 人	3 人	1 人

障害者自立支援法以外のサービスの充実

障害者自立支援法に定められたサービス以外にも、市独自のサービスや他の制度で定められたサービスがあり、これらのサービスを充実させ、障害のある人の日常生活をサポートします。

○地域生活の支援

(1) 障害者生活支援センターの充実

障害者の生活相談や介護相談等、必要な支援を行うとともに、各種教室事業を行います。また地域活動支援センターを併設し、一体的な生活支援を行います。

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
相談件数	実績	627 人	735 人	753 人

(2) 障害児・者レスパイトサービス

障害児・者を一時的に預かり、介護者の負担軽減を図るとともに、創作活動等を通じ、障害児者の地域での自立を目的として行う余暇支援事業です。

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用延人数	実績	164 人	168 人	166 人

(3) 放課後児童クラブへのヘルパー派遣

障害のある児童が放課後児童クラブに安心して参加できるよう、ヘルパーを派遣します。

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数	実績	2 人	1 人	0 人

(4) 学校介助員派遣

障害のある児童生徒が豊かで安心して学校生活を送ることができるよう、必要に応じ田原市立の小中学校にヘルパーを派遣します。

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数	実績	1 人	4 人	6 人

(5) 福祉施設通園交通費の補助

障害児が児童福祉施設に通園する際の交通費を一部助成します。

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数	実績	0 人	5 人	5 人

○難病患者への支援

(6) 難病患者居宅生活支援事業

特定疾患（難病）の指定を受けた疾病の患者で、在宅生活が可能なお方のうち支援が必要な方に日常生活用具の給付、短期入所サービス、ホームヘルパーの派遣を行います。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ホームヘルパー派遣	0 件	0 件	0 件
短期入所	0 件	0 件	0 件
日常生活用具費給付	0 件	2 件	1 件

(7) 小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業

特定疾患（難病）の指定を受けた疾病の 18 歳未満の患者の、在宅生活を支援するため、日常生活用具（特殊寝台・紫外線カットクリーム・車いす等）を給付します。

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
給付件数	実績	1 件	0 件	0 件

○医療の支援

(8) 障害者医療

障害のある人の医療費の自己負担分を助成し、福祉の増進を図ります。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
障害者医療	691 人	689 人	690 人
精神障害者医療	466 人	479 人	522 人

(9) 在宅重度身体障害者訪問診査・在宅障害者等歯科診査

自宅で生活をしている障害のある人で病院等での受診が困難な方に対し、医師の診査を行ったり、歯科医が往診します。過去 3 年間は実績がありませんでした。

○各種手当の支給

(10) 障害者手当の支給

障害者手帳所持者を対象に、等級に応じ田原市障害者手当を支給します。

※同様に県から支給される在宅重度障害者手当や、国から支給される特別障害者手当等があります。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
各年度末の支給人数	2,440 人	2,513 人	2,526 人

○移動・交通の支援

(11) 福祉タクシー・バス電車回数券の交付

障害により移動に制約がある方に対し、タクシーの助成券またはバス・電車回数券を交付し、外出の支援を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
タクシー券交付者数	132 人	延べ 209 人	延べ 219 人
バス・電車券交付者数	延べ 126 人	延べ 181 人	延べ 182 人

(12) 福祉有償運送料金助成券の交付

障害により移動に制約があり、公共交通機関の利用が困難な重度の障害がある方に対し、福祉有償運送利用の助成を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付者数	延べ 50 人	18 人	延べ 31 人

○居住に関する支援

(13) 人にやさしい住宅リフォーム補助金

身体障害のある人がいる世帯で、リフォームヘルパーの相談及び助言により、住宅を改修する場合に補助金を支給します。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
件 数	1 件	2 件	3 件

(14) 緊急コールシステム

1人暮らしの重度障害のある人に対し、緊急時にボタンを押すことで通報される等の機能がある機械を貸与し、安全に生活できるよう支援します。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数	4 人	4 人	5 人

(15) 重度障害者寝具乾燥消毒サービス

自宅で生活している重度の身体障害のある人の寝具を乾燥・消毒します。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数	1 人	1 人	0 人

(16) 訪問理美容サービス

自宅で生活している重度の障害のある人に、訪問理美容助成券を交付します。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付件数	1 人	2 人	3 人

2. 情報提供の充実

障害のある人の生活を支援するための法制度やサービス体系は、複雑であることや制度の改正が頻繁に行われることもあり、サービスに関する情報が行き届かず、また届いても正しく理解されないまま、本来利用できるはずのサービスが行き届かないといった事態が起こる恐れがあります。

支援を必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、情報提供体制を整備し、障害があっても安心して暮らせるまちを目指します。

(1) わかりやすい情報を提供するためのネットワークの活用

福祉サービスの情報については、「広報たはら」、市のホームページや、自治会や地域の協力を得て「回覧板」、「市民館の掲示板」などでお知らせしています。

これらの情報提供に関するネットワークを活用しつつ、わかりやすい手段、わかりやすい表現で情報を提供します。

また市が実施している「市政ほーもん講座」などをより一層活用し、対面での情報提供体制の充実も図ります。

(2) 地域活動を通じての情報提供体制づくり

情報を得る手段としては、広報たはらや市のホームページ、回覧板やチラシなど、紙やインターネットを通じたものがありますが、「身近な人から聞いた」など、地域活動の中での情報交換も、とても有力な手段です。

地域の福祉活動の中心的な役割を担う民生・児童委員等に、正しい情報提供を行い、顔が見える情報ネットワークを活用し、情報が行き届くよう体制を整えます。

(3) 専門的な情報提供体制づくり

生きづらさを抱えた方と、その方が必要としているサービスが結びつくためには、それぞれの状況を受け止め、ニーズを整理し、真に必要としているサービスを提案できる専門職が必要となることがあります。

障害者総合相談センターを中心に専門的な相談支援体制を整備し、またサービスを提供する事業所との連携を強化することで、細やかな情報提供を行なえるようネットワークを築きます。

また様々な情報のデータベース化などを行い、速やかに情報が提供できるよう環境の整備に努めていきます。

3. 権利擁護の充実

福祉サービスの利用については、障害のある人の「自己選択と自己決定の尊重」が原則であり、利用者の基本的人権を尊重し、本人の立場に立って福祉サービスの利用援助を行う仕組みが必要です。

知的、精神等の障害により、難しい判断が苦手な方の権利が侵害されることなく、可能な限り地域で自立した生活を送れるよう、権利擁護の充実を図ります。

また、虐待など悲しい事態が起こらないよう、地域や関係機関との連携や情報提供体制を築き、虐待防止に向けた取り組みを強化します。

(1) 田原市成年後見センター等との連携強化

障害により、難しい判断や、福祉サービスの利用等日常生活に必要な契約行為等が困難な方を支援するための仕組みとして、成年後見制度や日常生活自立支援事業、田原市成年後見制度利用支援事業といった制度があります。

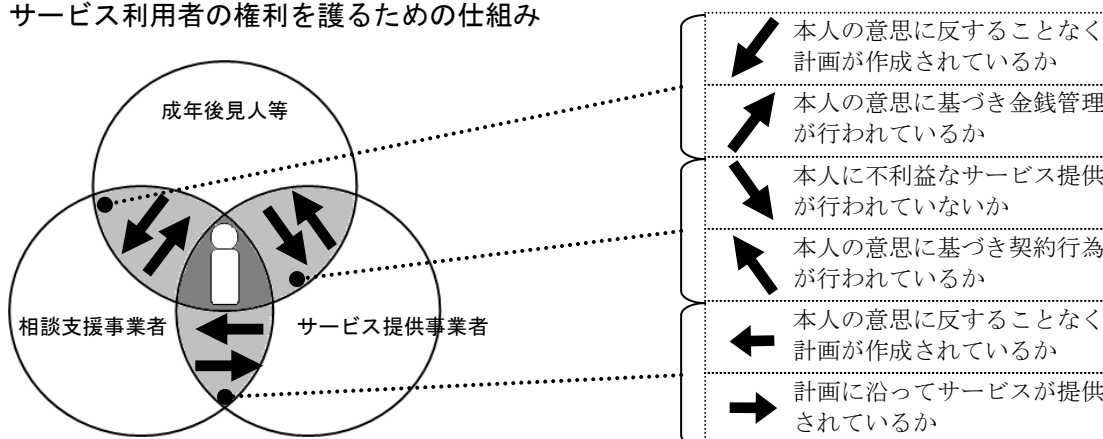
市内には田原市社会福祉協議会が設置した「田原市成年後見センター」があり、成年後見制度の利用に関する情報提供を行い、法人を後見人等として、障害のある人や高齢者の方の生活を支援しています。

また、成年後見制度の対象とはならないまでも、日常生活における判断が難しい方を対象に、県内の基幹的な社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」によって金銭管理等の支援を行うサービスもあります。

これらの制度や事業について、必要としている方のもとへ情報が行き届くよう、情報提供体制を強化します。

さらに、サービスを提供する事業所と、その事業所の利用を含めたサービス利用計画を作成する相談支援専門員が、成年後見センター等とともに、互いに利用者の権利を侵害していないかを確認や指摘ができるよう、連携を強化するとともに、改めて権利擁護について考え直す機会を持てるよう、適時啓発を行います。

サービス利用者の権利を護るための仕組み



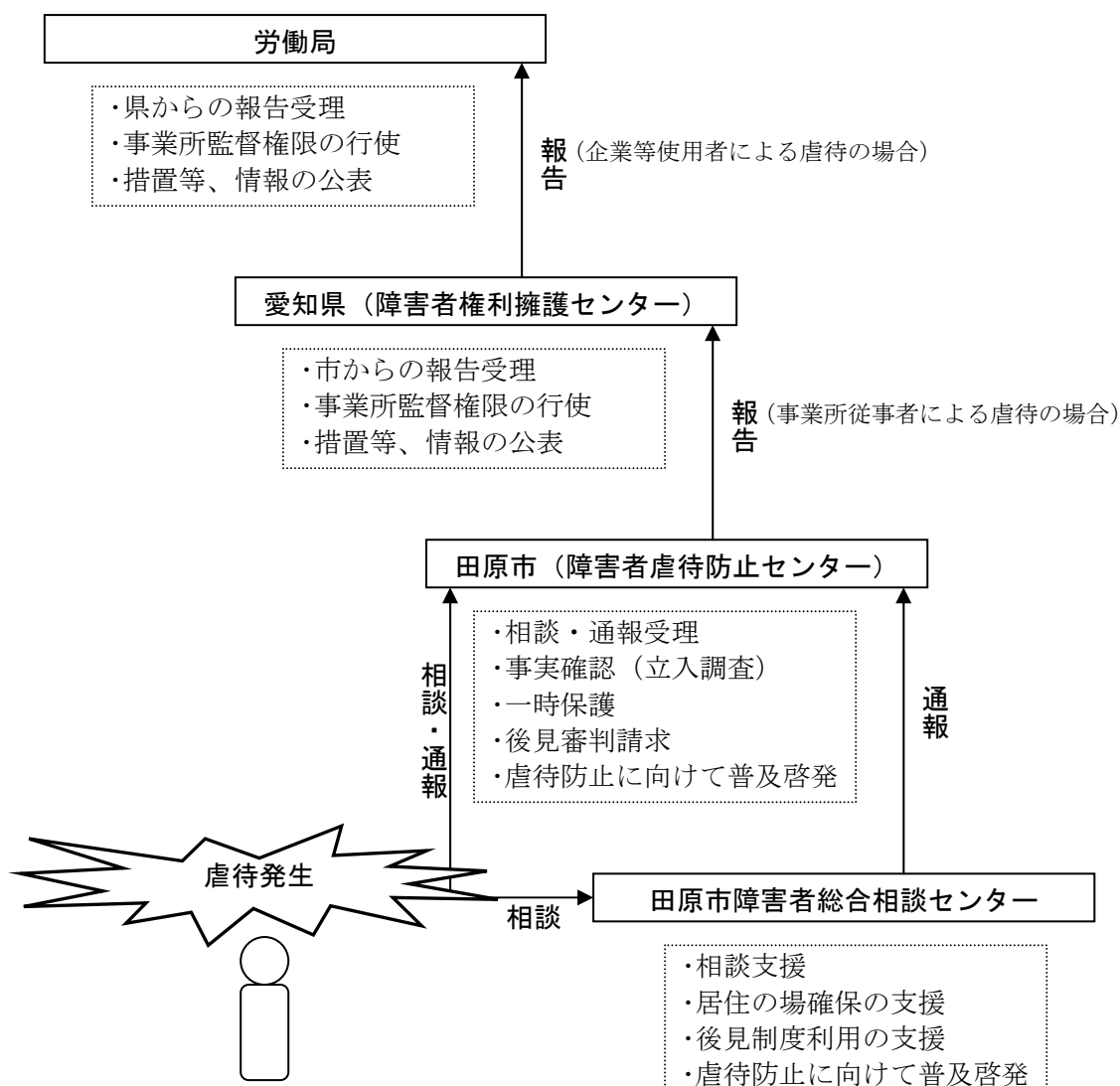
(2) 虐待防止および虐待対応への方策

虐待に至るまでの背景には、介護者への過度の負担や、相談相手の不在、周囲の無理解などがあることが知られています。

虐待が起こらない、起こさない体制を構築するため、介護者の負担を軽減するサービスに関する情報提供を行うとともに、行政や障害者総合相談センター等に相談窓口が設置されていることを周知します。併せて、基本的人権や権利擁護についての理解が市全体に浸透するよう、周知啓発に努めます。

また虐待が起こった際には、一時保護などの対応を速やかに行うため、行政を中心に障害者総合相談センターと連携し、安心して暮らせる環境を整備します。

虐待から障害者の権利を守るための仕組み



第5章 人にやさしいまちづくり

1. バリアフリーの推進

(1) バリアフリーの推進

障害のある人が、可能な限り自立した日常生活や社会生活を送るためには、障害に対する周囲の配慮や理解が浸透することや、必要なサービスの利用等が充実することが必要ですが、同時にハード面での環境整備も必要であり、ハードとソフトの両方が充実することで、平等な社会参加の機会の提供が可能となります。

田原市においては、「人にやさしい街づくり基本計画」のもと「人にやさしい街づくり推進計画」を策定し、高齢者や障害のある人を含むすべての人が、あらゆる施設を円滑に利用できるまちとするために、基本的な方向性や具体的な施策について定めています。

本計画も、上位計画である「人にやさしい街づくり基本計画」の理念や考え方に則り、また「人にやさしい街づくり推進計画」との整合性をとり、計画を推進していきます。

(2) ユニバーサルデザインの推進

バリアフリーのまちづくりを推進する上で、段差等を解消することで、障害のある人や高齢者の移動の円滑化を図ることができますが、外出する際にはあらゆる施設、製品、情報等の利用が必要となります。

そのような施設、製品、情報等が、障害の有無に関わらずまた年齢、性別、国籍に関わらず、誰もが容易に利用ができるようユニバーサルデザインの考え方に沿った設計を推進し、外出時における利用機会のあるものに配慮が行き届くことで、移動の円滑化だけでなく、社会参加の機会が平等に提供されるようになります。

バリアフリーの推進にあたっては、障害のある人や高齢者の外出の円滑化だけでなく、外出時に利用が必要な施設、製品、情報等が、可能な限り誰もが利用しやすいものを設置し、すべての人が暮らしやすいまちを目指し、関係計画との整合性を図り、施策推進していきます。

2. 思いやりのあふれるまちづくりの推進

障害の有無や年齢、性別等に関わらず、誰にもにやさしいまちの実現には、市民一人ひとりが、互いの立場に立ち、配慮ある行動を取ることや、思いやりのこころを持って相手と接することが重要です。

しかし、障害や障害の特性等についての理解が行き届かないことにより、障害のある人との接し方が分からず、差別や偏見につながることや、善意の気持ちで対応したことが、障害のある人のためにならず、お互いに不安になってしまうこともあります。

障害や障害の特性についての正しい理解や、適切な配慮に関する理解を促すことで、障害のある人もない人も、互いに暮らしやすいまちづくりを推進します。

(1) 障害についての正しい理解の普及

障害についての正しい理解が行き届かないことによる、行き違いや差別、偏見を防ぐため、広く市民に向けての情報提供体制の強化や、当事者団体等の活動を支援していきます。

(2) 防災活動の推進

災害時などの緊急時においては、地域の支え合いが重要であり、地域ぐるみで防災について考えることが必要です。地域の中には障害のある人をはじめ、高齢者など支援を必要とする人もいるため、それぞれの地域で支援が必要な人の把握がされるよう、普及啓発を行います。同時に災害時用援護者台帳の整備を行い、民生・児童委員や自主防災会等との連携を図り、情報共有に努めます。

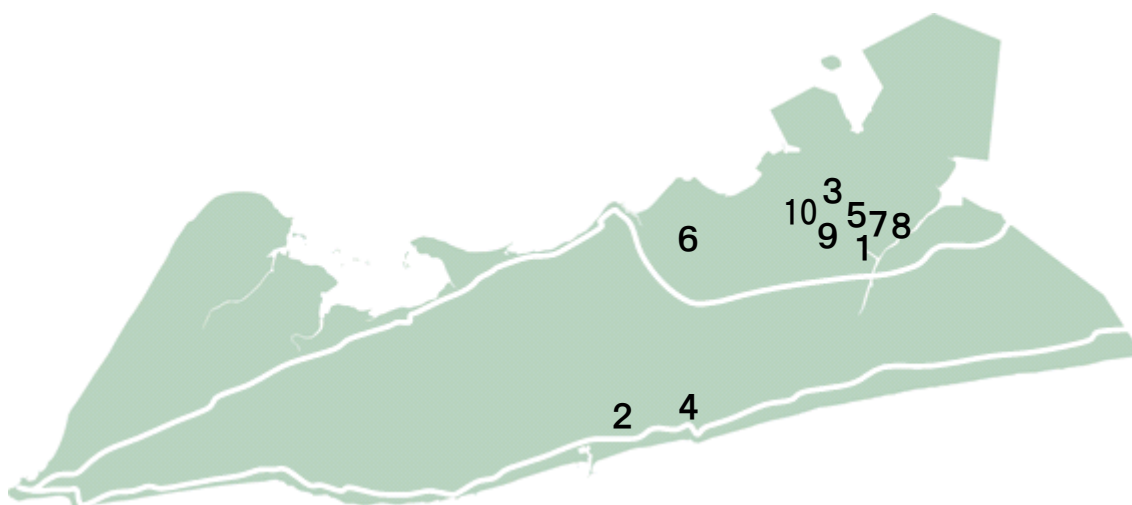
また災害の情報が行き届くよう、電子メール等を使った情報提供体制を充実するとともに、情報が届きづらい人たちには周囲の人から情報が届くよう、普及啓発を行います。

(3) 人にやさしいまちに向けてのネットワークづくり

障害や人にやさしいまちづくりに対する正しい理解を普及啓発するため、行政や社会福祉協議会、民生・児童委員やボランティア団体等との連携を強めるとともに、市民に対し、障害やまちづくりに関する情報提供の機会を増やしネットワークを拡大、強化します。

參考資料

田原市内障害福祉サービス等事業所一覧



平成 23 年 12 月時点

相談支援

事業所名	運営法人	所在地	電話	地図
田原市障害者総合相談センター	以下の4つの相談支援事業所による当番制	赤石2丁目2番地 (田原福祉センター内)	23-3812	1
田原市障害者生活支援センター 相談支援事業所	社会福祉法人 さわらび会	赤羽根町赤土1番地 (赤羽根福祉センター内)	45-3828	2
田原市社会福祉協議会 相談支援事業所	社会福祉法人 田原市社会福祉協議会	赤石2丁目2番地 (田原福祉センター内)	23-0610	1
蔵王の杜相談支援事業所	社会福祉法人 成春館	田原町石取1番地9	22-7511	3
地域生活支援センター collabo相談支援事業所	特定非営利活動法人 ふい〜る工房	高松町西新井53番地 (Villa波)	45-3531	4

ホームヘルパー

事業所名	運営法人	所在地	電話	地図
田原市社協 ヘルパーステーション	社会福祉法人 田原市社会福祉協議会	赤羽根町赤土1番地 (赤羽根福祉センター内)	45-4333	2
さわらび会障害者居宅介護事業 所(あかね荘)田原事務所	社会福祉法人 さわらび会	赤羽根町赤土1番地 (赤羽根福祉センター内)	45-3828	2
ヘルパーステーション MA・はろー	特定非営利活動法人 MA・はろー	田原町巴江8番地15	37-5698	5
ふい〜る工房 ヘルパーステーション田原	特定非営利活動法人 ふい〜る工房	高松町西新井53番地 (Villa波)	45-3531	4
コアヘルパーステーション	特定非営利活動法人 コア・エンジェル	仁崎町出雲田55番地	24-5245	6

生活介護(デイサービス)

事業所名	運営法人	所在地	電話	地図
デイサポートセンター feel villa	特定非営利活動法人 ふい〜る工房	高松町西新井53番地 (Villa波)	45-3531	4
蔵王苑	社会福祉法人 成春館	田原町西山口1番地	22-1145	3
田原授産所	社会福祉法人 成春館	田原町石取1番地9	23-7513	3

短期入所（ショートステイ）

事業所名	運営法人	所在地	電話	地図
蔵王苑	社会福祉法人 成春館	田原町西山口1番地	22-1145	3
蔵王の杜	社会福祉法人 成春館	田原町石取1番地9	23-7511	3
ケアホームうたたね	特定非営利活動法人 うたた	田原町南晩田20番地7	22-0344	7

就労継続支援（B型）

事業所名	運営法人	所在地	電話	地図
ふれあいの家	特定非営利活動法人 おおぞら	赤石2丁目2番地 (田原福祉センター内)	22-7341	1
そらまめ	特定非営利活動法人 ピースハウス	田原町汐見15番地 森田貸店舗5号・6号	36-4309	8
やまぶきハウス	特定非営利活動法人 気分爽快	田原町北乗鞍11番地4	27-6377	9

共同生活介護・共同生活援助（グループホーム・ケアホーム）

事業所名	運営法人	所在地	電話	地図
藤の木ホーム	社会福祉法人 成春館	田原町亀若22番地1	22-1145	10
ケアホームうたたね	特定非営利活動法人 うたたね	田原町南晩田20番地7	22-0344	7

入所施設

事業所名	運営法人	所在地	電話	地図
蔵王苑	社会福祉法人 成春館	田原町西山口1番地	22-1145	3
蔵王の杜	社会福祉法人 成春館	田原町石取1番地9	23-7511	3

地域活動支援センター

事業所名	運営法人	所在地	電話	地図
なのはな	社会福祉法人 さわらび会	赤羽根町赤土1番地 (赤羽根福祉センター内)	45-3828	2

日中一時支援

事業所名	運営法人	所在地	電話	地図
蔵王苑	社会福祉法人 成春館	田原町西山口1番地	22-1145	3
蔵王の杜	社会福祉法人 成春館	田原町石取1番地9	23-7511	3
villa 波 (ヴィラ うえへび)	特定非営利活動法人 ふい〜る工房	高松町西新井53番地	45-3531	4
ふれあいの家	特定非営利活動法人 おおぞら	赤石2丁目2番地 (田原福祉センター内)	22-7341	1
田原授産所	社会福祉法人 成春館	田原町石取1番地9	23-7513	3

田原市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第1号に基づく相談支援事業をはじめ、地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場として、田原市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有
- (2) 田原市障害福祉計画の達成状況の確認
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善
- (4) 委託相談支援事業者の運営評価
- (5) 困難事例の対応
- (6) 個別の支援検討会議
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(会議)

第3条 会議は、全体会議、運営会議、事務局会議及び個別検討会（以下「会議等」という。）をもって構成する。

- 2 全体会議は、田原市内における障害福祉に関連する関係機関のネットワーク化及び情報の共有、田原市障害福祉計画の達成状況の確認、地域の社会資源の開発及び改善、困難事例の対応の協議、委託相談支援事業者の運営評価を行うものとする。
- 3 運営会議は、田原市内における障害福祉に関連する関係機関のネットワーク化及び情報の共有、困難事例の対応の協議、支援を必要とする障害者の支援検討、支援計画の策定、見守りを行うものとする。
- 4 事務局会議は、全体会議、運営会議の円滑な運営、障害福祉に関連する関係機関のネットワーク化のための協議及び情報の共有を行う。
- 5 第2条に掲げる事項について必要な事業実施、より専門的な連絡調整を行うため、必要な構成員により個別検討会を置くことができる。

(構成員)

第4条 会議等は、別表1及び別表2に掲げる機関により構成する。

- 2 会議等の委員は、別表1に属する者及び別表2に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第5条 会議等に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営)

第6条 全体会議は会長が招集し、議事をつかさどる。

- 2 運営会議、事務局会議及び個別検討会は田原市健康福祉部福祉課（以下「福祉課」という。）又は田原市障害者生活支援センター（以下「支援センター」という。）が招集し、議事をつかさどる。
- 3 必要に応じ、委員以外の者を会議へ出席させることができる。
- 4 会議に係る庶務は、福祉課及び支援センターにおいて処理する。

(議事録及び会議の公開)

第7条 福祉課及び支援センターは、会議等について議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

- 2 会議等及び会議等の議事録は公開するものとする。ただし、会議等において公開しない旨を決定した場合及び個人情報に係ることは、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議等の運営に係る必要な事項は、構成員の協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月 1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

No.	機 関 名	会 議 区 分		
1	田原市総代会	全体会議		
2	田原市民生児童委員協議会	全体会議		
3	田原市ボランティア連絡協議会	全体会議		
4	田原市商工会	全体会議		
5	渥美商工会	全体会議		
6	田原市青年会議所	全体会議		
7	愛知みなみ農業協同組合	全体会議		
8	田原市社会福祉協議会	全体会議	運営会議	事務局会議
9	田原市身体障害者福祉協会	全体会議		
10	田原市手をつなぐ育成会	全体会議		
11	田原市精神障害者家族会	全体会議		
12	愛知県立豊橋養護学校	全体会議		
13	愛知県立豊川養護学校	全体会議		
14	精神病院ケースワーカー代表	全体会議	運営会議	
15	愛知厚生連 渥美病院	全体会議		
16	豊橋公共職業安定所	全体会議		
17	愛知障害者職業センター豊橋支所	全体会議		
18	障害児(者)地域療育等支援事業	全体会議	運営会議	
19	豊橋障害者就業・生活支援センター	全体会議	運営会議	
20	愛知県豊川保健所	全体会議	運営会議	
21	愛知県東三河福祉相談センター	全体会議		
22	蔵王苑	全体会議	運営会議	
23	蔵王の杜	全体会議	運営会議	事務局会議
24	田原授産所	全体会議	運営会議	
25	ふれあいの家	全体会議	運営会議	
26	社会福祉法人さわらび会 あかね荘	全体会議		
27	NPO法人虹の会	全体会議		
28	NPO法人ふい〜る工房	全体会議	運営会議	事務局会議
29	NPO法人ゆずりは学園	全体会議		
30	田原市障害者生活支援センター	全体会議	運営会議	事務局会議

別表 2 (第 4 条関係)

No.	機 関 名	会 議 区 分		
1	田原市教育委員会	全体会議		
2	田原市商工観光課	全体会議		
3	田原市農政課	全体会議		
4	田原市子育て支援課	全体会議		
5	田原市健康課	全体会議		
6	田原市福祉課	全体会議	運営会議	事務局会議

用語解説

こ

【合理的な配慮】

障害者の権利に関する条約の条文にある言葉で、障害者が他の者と平等に暮らすための、必要で適当な調整や変更のことで、かつ、均衡を失したり、過度の負担を課さないものを指します。

さ

【サービス利用計画作成】

支給決定を受けた利用者で、一定の複数の種類のサービスを組み合わせて利用することが必要な障害のある人や、入院・入所から地域生活へ移行する障害のある人に対して、指定相談支援事業者が、計画的なプログラムの作成等の支援を行うサービスです。

し

【障害福祉サービス】

障害者自立支援法においては、個別給付としての自立支援給付に係る諸サービスについて使われ、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を指します。

【ジョブコーチ】

「職業適応援助者」とも呼ばれ、障害のある人と一緒に職場に入り、障害のある人が一人で作業できるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活が送れるよう支援を行う人のことです。必要に応じて、事業所や家族に対しても提案・助言を行い、障害のある人、事業所、家族の架け橋となるような支援を行っています。平成17年10月から地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援ができるようになりました。

【障害者就業・生活支援センター】

就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る機関であり、都道府県知事はその指定を行っています。田原市においては、豊橋障害者就業・生活支援センターからの就労・生活支援により障害者の方の支援を行っています。

せ**【成年後見制度】**

家庭裁判所の手続きを通じて成年後見人や保佐人等が、精神上的の障害により判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行います。

【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度を利用するにあたり、必要となる費用を負担することが困難な方に対し、申立費用の助成や、後見人等への報酬支払の助成を行います。田原市においては、平成 19 年度から市独自で実施していましたが、平成 24 年度から、障害者自立支援法に位置づけられた地域生活支援事業の必須事業となりました。

そ**【相談支援事業】**

相談支援事業は、障害者自立支援法において、地域生活支援事業として位置づけられており、その内容は、①障害児（者）及び保護者からの相談、情報提供、連絡相談を行う事業、②サービス利用計画を作成し、事業者などの連絡調整を行う事業となっています。

ち**【地域生活支援事業】**

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援センター等の事業が地域生活支援事業として法定化されました。これにより都道府県及び市町村が柔軟に事業を展開できるようになっています。

【地域自立支援協議会】

相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村が設置します。田原市では、平成20年7月9日に田原市障害者自立支援協議会として第1回会議が開催されました。

と

【特別支援学校】

平成19年4月から学校教育法の改正により、盲学校、ろう学校及び養護学校が「特別支援学校」として規定されました。本県では、視覚障害者、聴覚障害者に対する教育を主として行う特別支援学校としてそれぞれ盲学校、ろう学校を、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を行う特別支援学校として養護学校を設置しています。

に

【日中活動の場】

昼のサービス（日中活動支援事業）を提供する、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、地域活動支援センターのことです。

の

【ノーマライゼーション】

住み慣れた地域社会において、障害がある人も健常者も何の区別なく生活していくのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等に生活していくことが本来の望ましい姿であるとする考え方で、障害者施策の根本理念です。

は

【バリアフリー】

障害のある人々を取り巻く、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすことをいいます。

ほ

【法定雇用率】

労働者を雇用する事業主は、民間企業、官公庁を問わず、身体障害者等に雇用の場を提供する社会連帯責任を有するということが、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者法」という。）によって定められています。

< 民間企業 >

一般の民間企業 = 法定雇用率 1. 8 %

特殊法人等 = 法定雇用率 2. 1 %

< 国及び地方公共団体 >

国、地方公共団体 = 法定雇用率 2. 1 %

都道府県等の教育委員会 = 法定雇用率 2. 0 %

また、精神障害者である労働者は特例により、身体障害者等である労働者又は職員とみなすこととされています。上記の法律に基づいて、一定の常用労働者を雇用する事業主に対し、「障害者雇用率制度」というものが設けられています。

ゆ

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念のことをいいます。

ら

【ライフステージ】

一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいいます。

れ

【レスパイトサービス】

介護から離れられずにいる家族（主に母親）を、一時的に、一定の期間、障害児（者）の介護から開放する事によって、日頃の心身の疲れを回復するための介護者余暇支援事業のことです。田原市では、毎週第 1,2,3 金曜日にあつみライフランド、学校の長期休暇に赤羽根福祉センターで事業を開催しています。

田原市障害者計画

発行 田原市

編集 田原市 健康福祉部 福祉課

〒441-3492

愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1

電話 0531-23-4654

FAX 0531-23-3545
